

第1編 総 則

第1編 総 則	1
第1章 計画の策定	1
第1節 計画の概要	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の前提となる災害	1
第3 計画の性格	2
3.1 他計画等との関係	2
3.2 計画の構成	2
第4 計画の運用等	3
4.1 計画の修正	3
4.2 計画の習熟、周知徹底	3
4.3 用語の定義	3
第2節 計画の基本方針	4
第1 総合計画	4
第2 防災ビジョン	6
第3 平成26 令和3年度における地域防災計画改訂の基本方針	7
第2章 防災関係機関の役割分担	10
第1節 地域防災組織	10
第1 三郷市に係る地域防災組織	10
第2 三郷市防災会議	10
2.1 任 務	10
2.2 組 織	10
第2節 防災関係機関の業務の大綱	12
第1 市	12
第2 指定地方行政機関	13
第3 県の機関	14
第4 警 察	15
第5 陸上自衛隊	15
第6 指定公共機関及び指定地方公共機関	16
第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	17
第3章 住民、自主防災組織及び事業所の基本的役割	19
第1節 住民の果たす役割	19
第1 平常時から実施する事項	19
第2 発災時に実施すべき事項	19
第2節 自主防災組織の果たす役割	20
第1 平常時から実施する事項	20
第2 発災時に実施すべき事項	20
第3節 事業所の果たす役割	21
第1 平常時から実施する事項	21
第2 発災時に実施すべき事項	21
第4章 三郷市の防災環境	22

第1節 自然環境の特性	22
第1 地形・地質 地 勢	22
1.1 地 形	22
1.2 地 質	22
第2 河 川	25
第3 気 象	26
第2節 社会環境の特性	30
第1 人 口	30
1.1 人口、世帯数の推移	30
1.2 地区別人口、世帯数	31
1.3 市外への通勤者及び通学者数（昼夜人口）	36
1.4 要配慮者人口	37
第2 建 物	39
第3 交 通	41
3.1 道 路	41
3.2 橋りょう	41
3.3 鉄 道	42
第4 土地利用	43
4.1 土地利用の現況	43
4.2 区域区分及び用途地域	44
第3節 過去の災害履歴	45
第1 地震の災害履歴	45
1.1 埼玉県における地震災害履歴	45
1.2 市における災害履歴	45
第2 風水害の 水害 履歴	47
2.1 水害履歴	47
2.2 風害履歴	48
第4節 被害想定	49
第1 地震の被害想定	49
1.1 想定する地震	49
1.2 想定結果	53
第2 水害の想定	60
2.1 浸水想定河川	60
2.2 浸水想定結果	62
第3 水害危険区域	62
第4 大規模水害に係る被害想定	63
4.1 大規模水害の浸水想定	67
4.2 大規模水害の特徴	69
第5節 災害対策の基本方針	70
第1 震災対策	70
1.1 震災対策の基本的考え方	70
1.2 減災対策の方針	70
第2 風水害対策	71
2.1 風水害対策の基本的考え方	71
2.2 洪水避難の方針	72

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の策定

第 1 節 計画の概要

第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 42 条の規定に基づき、三郷市防災会議が作成する計画であり、市、県、防災関係機関及び事業所、各地域の防災組織並びに住民等が総力を結集し、主体間で連携・協力を図ることで、「自助」、「共助」、「公助」の役割分担を明らかにし、各主体における防災力向上を実現するとともに、市地域の予防対策、応急対策及び復旧復興対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 計画の前提となる災害

この計画は、市において発生の可能性のある地震災害、風水害（竜巻・突風 ~~対策~~を含む）、雪害、火山降灰及び大規模な事故災害（放射性物質及び原子力発電所事故災害を含む）への対策を前提とする。

なお、東京湾北部地震を ~~はじ~~ 始め とした、大規模災害によって 深刻な被害が見込まれる ~~大規模災害や、首都圏同時被災、複合災害等~~ 場合 を想定した対策 ~~等~~、さらには、近年発生したの大規模 災害から ~~の~~ 得た 教訓や社会情勢の変化を踏まえた災害対策の充実・強化を図るものとする。

第3 計画の性格

3.1 他計画等との関係

この計画は、市地域にかかわる災害対策に関する基本的かつ総合的な性格を有するものであり、各種の防災に関する計画はこの計画の一環として体系づけたものである。

(1) 防災基本計画及び埼玉県地域防災計画等との関係

この計画は、国の防災基本計画に基づいて作成するものであり、指定行政機関及び指定公共機関の防災業務計画並びに埼玉県地域防災計画に矛盾・抵触するものであってはならない。

(2) 災害救助法との関係

この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき ~~埼玉県~~知事が実施する救助のうち、同法第13条に基づき市長に委任された場合又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。

3.2 計画の構成

この計画は、市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、計画の構成と主な内容は以下に示すとおりである。

第1編	総則	災害対策の基本方針、被害想定等
第2編	予防 対策 計画	震災及び風水害 対策 に係る、市、防災関係機関が行う予防対策、住民・事業者が行うべき予防措置等
第3編	震災対策計画	地震発生後に、市、防災関係機関、住民・事業者がとるべき応急対策、災害救助法の適用等 (東海地震の警戒宣言 <u>南海トラフ地震臨時情報発表</u> に伴う対応措置計画、首都直下地震対策特別措置法における防災対策を含む)
第4編	風水害対策計画	風水害が発生するおそれのあるとき、また災害発生後に、市、防災関係機関、住民・事業者がとるべき応急対策、災害救助法の適用等 (竜巻・突風等対策を含む)
第5編	その他 自然 自然災害対策計画	雪害対策、火山噴火降灰対策
第6編	事故災害対策計画	大規模事故災害対策
第7編	災害復旧・復興計画	被災者の生活再建や都市復興を図る対策
資料編		

第 4 計画の運用等

4.1 計画の修正

市防災会議は、地域に係る社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び県地域防災計画等の修正に応じて、市防災計画を常に実情に沿った計画にするため、災対法第 42 条の規定によって、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、必要があると認めたときは、速やかに修正する。

4.2 計画の習熟、周知徹底

この計画は、防災関係機関等がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、市及び防災関係機関は、この計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施してこの計画の習熟に努めるとともに、市職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に対し周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については広く住民等に対し周知を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

4.3 用語の定義

この計画における用語の定義は以下のとおりとする。

市	三郷市
市防災計画	三郷市地域防災計画
災害対策本部	三郷市災害対策本部
県	埼玉県
県防災計画	埼玉県地域防災計画
県災害対策本部	埼玉県災害対策本部
指定行政機関	災対法第 2 章 条第 2 3 号～第 6 号の規定によるそれぞれの機関
<u>指定地方行政機関</u>	
指定公共機関	
指定地方公共機関	災害対策基本法
災対法	

第2節 計画の基本方針

市では、「第4次三郷市総合計画」においてまちづくりのビジョンを明確にする中で、防災に関するまちづくり方針及び施策体系を定めている。これらを踏まえた防災の基本理念に基づき、地域防災計画改訂における基本方針を定め、効果的な推進を図るものとする。

第1 総合計画

~~近年、新たな街びらきが進むとともに交通利便性が飛躍的に向上するなど、三郷市内の環境は劇的に変化している。一方、全国の社会状況では、少子高齢・人口減少社会の到来などに加え、地方分権の進展、行政需要の複雑・多様化等が進んでおり、地方自治体の主体性が大きく問われる時代となってきた。~~

~~このような背景の下、市の新たなまちづくりのビジョンを示す必要性から、「第4次三郷市総合計画」が策定された。~~

~~本市では、平成29年11月には人口14万人に到達するなど、堅調に人口増加が続き、区画整理等の開発の進展に伴い、個人住民税や固定資産税など自主財源の増加が見込まれるなど、大きな飛躍を遂げ、成長を続けてきている。一方で、今後公共施設等の老朽化による整備、更新、長寿命化対策に伴う費用が不足することが予測され、少子高齢化による社会保障費の支出増加傾向は避けられなくなってきた。また、近年では、予測困難な局地的豪雨や竜巻被害等の発生が懸念されるほか、新型コロナウイルス感染症などの新たな脅威への対策の必要性が高まってきた。このような背景のもと、新たなまちづくりに向けて計画的に市政を運営していく必要があることから第5次三郷市総合計画が策定された。~~

~~令和3年度から令和12年度の10年を計画期間とする第4次三郷市総合計画は、平成22年度から平成32年度を目標年次とする11年間にわたる計画であり、本市のまちづくりを進めていく基本姿勢である「自立都市 みさと」、「活力都市 みさと」、「交流都市 みさと」の3つの「まちづくりの理念」のもと、第4次三郷市総合計画を継承し、10年後のまちづくりの目標として 将来都市像の「きらりとひかる田園都市みさと～人にも企業にも選ばれる魅力的なまち～」を実現するため、行政運営の目標を明らかにしてを定めている。~~

《将来都市像》

きらりとひかる田園都市みさと ～人にも企業にも選ばれる魅力的なまち～

この中で、防災に関するまちづくり方針及び施策体系は以下のとおり定められている。

《まちづくり方針1》

安全でいつも安心して住めるまちづくり

《施策の柱》

災害から市民の生命と財産を守る施策1 1 - 1 防災体制の充実強靱な防災基盤の構築

- ・ 危機管理体制の災害に対する応急体制の迅速な整備
- ・ 防災情報の共有化避難所の円滑な運営のための委員会の設置
- ・ 災害に強い都市基盤物資等供給体制の整備
- ・ 地域の防災力の向上災害に対する地域の活動支援
- ・ 地域の防災リーダーの育成
- ・ 住宅の耐震化促進
- ・ 住環境の防災性向上の推進

施策1 1 - 2 風水害対策の強化

- ・ 治水基盤の整備河川や水路の整備・改修
- ・ 水防体制の強化河川や水路、排水機場の維持管理
- ・ 雨水貯留浸透施設設置促進
- ・ 排水機場ポンプ増強及び治水対策の検討と整備
- ・ 水害ハザードマップの普及
- ・ 的確で迅速な災害発生情報の提供
- ・ 江戸川水防事務組合の活動の充実
- ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と避難訓練の実施の促進

施策1 1 - 3 消防体制の充実

- ・ 消防活動の推進消防施設等の充実
- ・ 救急・救助活動の推進消防車両等の計画的な更新整備
- ・ 消防団活動の支援精強な部隊の育成
- ・ 救急業務の高度化
- ・ 消防団の充実強化
- ・ 地域防災力の強化
- ・ AEDを含む応急手当の普及推進
- ・ 次世代リーダーの育成

第2 防災ビジョン

~~東日本大震災をはじめとする~~過去に発生した大規模地震や、台風及び集中豪雨などの風水害への対応から得た~~被害の~~教訓、国、県の防災動向及び三郷市総合計画による防災の考え方を反映し、防災の基本理念を以下のように策定し、以下に示す3施策によりその実現を図るものとする。

《防災の基本理念》

市民の生命と暮らしを守る防災都市の実現

《防災の基本理念を踏まえた3施策》

防災まちづくりの推進

災害の発生による被害を最小限にとどめるため、道路、公園、河川、下水道等の都市基盤の整備を推進するとともに、建築物等の耐震不燃化や防災性を考慮した都市緑地、避難場所としてのオープンスペースの確保を図り、災害に強い総合的なまちづくりを推進する。

災害時に即応できる防災体制の整備

災害時における初動組織体制の迅速な立ち上げ、二次災害の防止、被災者の生活確保及び社会経済活動の早期回復を図るため、防災拠点の緊急時の対応能力を強化するとともに、他の防災関係機関と連携を図り、災害時に即応できる防災体制の整備を推進する。

行政と市民が一体となった防災体制の推進

市民や事業所の日頃からの災害への備えと的確な災害時の組織的な対応が、災害時の被害を軽減する上で大きな力となることは、これまでの多くの事例が示しているところであり、特に、~~災害時要援護者要配慮者~~に対する災害支援は地域コミュニティの協力が不可欠である。

市は、自主防災組織の育成・強化、市民の防災意識・防災知識の普及啓発を図り、行政と市民の協力による防災体制の整備を推進する。

第3 ~~平成26~~令和3年度における地域防災計画改訂の基本方針

三郷市地域防災計画の改訂に ~~あ~~当たつての基本方針及び主要な見直しの視点を以下に示す。

(1) 地域防災計画改訂に向けた基本的な考え方

~~平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、大津波や原子力発電所の事故等、想定を超えた大規模災害により、甚大かつ広域の被害が発生し、国や自治体、住民等にも多くの課題や教訓をもたらした。また、近年においては、予測が困難な局地的豪雨や竜巻災害、雪害等の発生が懸念されるほか、火山活動の活発化による降灰被害など、新たな脅威への対策の必要性が高まっている。~~

平成26年度の三郷市地域防災計画改訂以降、全国各地で発生した想定を超える大規模災害により、国や自治体、住民等にも多くの課題や教訓をもたらした。平成28年4月の熊本地震では短期間で2度の震度7の地震が発生して多くの建物の倒壊などの被害が生じ、平成30年9月の北海道胆振東部地震では複数の発電所が停止して大規模停電（ブラックアウト）が発生した。

また、大雨や台風による大規模な災害も頻発しており、令和元年9月には「令和元年房総半島台風」が、同年10月には「令和元年東日本台風」が相次いで上陸し、関東・東北地方を中心とした広範な地域に被害をもたらした。

さらに令和2年4月7日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発表され、5月25日に解除された以降も国民生活に制限が生じることとなった。

また、同年7月には九州地方熊本県を中心に豪雨災害が発生し、感染症防止の制約下での避難所対応や災害復旧対応が必要な事態となった。

国においては、震災これらの経験を踏まえ、災対法 や水防法等の改定や ~~＝~~被害想定及び防災基本計画を大きく見直し、各種ガイドラインや指針等を作成・修正するなど、被害の最小化と迅速な回復を目指す減災を中心とした対策等の見直し・促進を図っている。また、県 ~~では~~においても、~~被害想定を見直すとともに~~これらの災害の教訓を踏まえ、埼玉県全体の防災力の向上を図るために、平成26・令和3年3月に埼玉県地域防災計画を全面的に改正・一部修正し、公表している。

これらの動きを受け、市においても ~~＝~~大規模 地震被害・災害の教訓、~~及び~~国 ~~＝~~・県の防災の動向、第 ~~4・5~~次三郷市総合計画におけるまちづくり方針及び防災の基本理念に基づく施策の柱を踏まえ、以下の3点を基本とした三郷市地域防災計画の改訂を行い、市における地域防災力の向上を図るものとする。

① 大規模災害の実態と教訓を反映した実効性の高い体制づくり市と市民、地域の事業者が防災活動を連携して促進し、災害に対して強くしなやかな地域社会を構築

~~東日本大震災や豪雨災害等、近年に発生した大規模災害における実態と、そこから得られた教訓等を踏まえ、かつ、三郷市の防災上の特性や課題等を考慮したうえで、実効性が高く効果的な予防、応急、復旧・復興対策となる計画策定を行うものとする。~~

震災時は、老朽化する橋梁や道路等の被災が災害復旧の足かせとなるリスクが懸念される。インフラ施設の安全性の確保、ライフライン施設途絶時の対策など平常時か

ら災害を想定した行政運営を行うとともに、市民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、地域の防災力を向上させ、災害に対して強くしなやかな地域社会を構築する。

② ~~自助・共助・公助を束ねた強い地域社会の構築~~風水害に対するハード対策とソフト対策をバランスよく組み合わせながら、災害時の被害最小化を図る

~~それぞれの公的機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、市を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、自助・共助・公助の力を向上させ、災害に対して強くまた柔軟に対応できるしなやかさを併せ持つ地域社会を構築する。~~

風水害対策における「流す」「貯める」「備える」といった総合的な治水対策の検討や排水施設の計画的な整備などのハード面の対策を進めるとともに、市民による、「自助」「共助」の取組を更に進めて水防災への意識を高めるソフト面からの対策をバランスよく組み合わせながら、災害時の被害を最小限にとどめるための対策を推進する。

③ ~~「減災」の考え方に基づく住民等の命と市の機能を守る防災対策の推進~~近年の主な自然災害の教訓と三郷市の特性・課題を踏まえ、実行性が高く効果的な予防、応急、復旧・復興対策となるよう見直しを図る

~~災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また被害を最小限化させるために、ハード・ソフト両面からの防災対策をバランスよく組み合わせ、災害に備え、災害時の影響を最小限にとどめるための対策を推進する。~~

令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風等、近年に発生した大規模災害における実態と、そこから得られた教訓等を踏まえ、かつ、三郷市の防災上の特性や課題等を考慮した上で、実行性が高く効果的な予防、応急、復旧・復興対策となるよう見直しを図る。

(2) 地域防災計画の改訂に~~あ~~当たったの主な視点

計画の具体的な実施に~~あ~~当たっては、県、市、防災関係機関等が相互に連携を保ち、総合的に効果が発揮できるように努めるものとする。

① 自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。

② 男女共同参画~~の~~を始めとした多様な視点

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定の過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画を~~はじ~~始めとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

③ 広域的な視点

県内・外の他市町村との連携を強化し、広域的な視点で防災対策を推進していく。

④ 人的ネットワークの強化

市は、発災時に、県、他市町村、防災関係機関、協定締結団体と迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平素から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

⑤ 計画の効果的推進に向けた取組

市防災計画を効果的に推進するため、市は次の点に留意し取組を進めるものとする。

- ・計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- ・計画、マニュアル類の定期的な点検・更新、検証・改善
- ・~~実災害や点検や訓練~~ 実際の災害対応、定期的な点検や更新 から得られた課題・教訓・調整事項等の計画やマニュアルへの反映
- ・国や県の防災施策や近年の社会情勢、法令や指針及び関係する防災マニュアル等の計画への反映
- ・最新の被害想定を考慮した災害対策の検討と推進

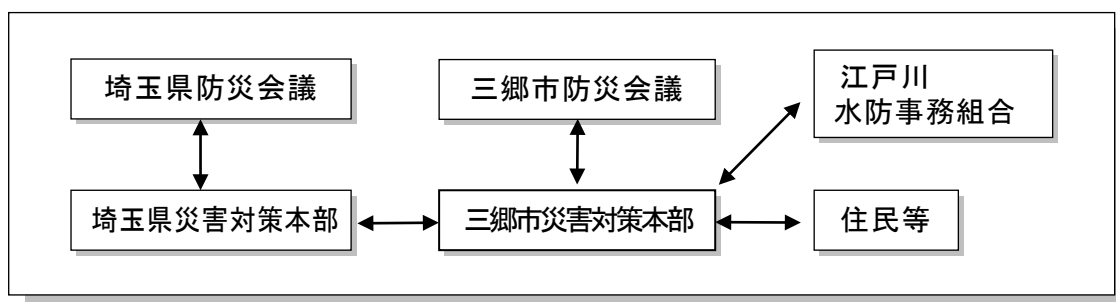
市は、市防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに、制度等の整備、改善等について検討、実施するものとする。

第2章 防災関係機関の役割分担

第1節 地域防災組織

第1 三郷市に係る地域防災組織

市に係る地域防災組織は次のとおりである。



第2 三郷市防災会議

三郷市防災会議は、災対法第16条及び三郷市防災会議条例に基づき設置され、任務及び組織については、次のとおりである。

2.1 任 務

- (1) 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) (2) に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、市並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- (5) このほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

2.2 組 織

- (1) 防災会議は、市長を会長とし、防災関係機関の長又は職のうちから任命又は委嘱等された委員をもって組織する。
- (2) 防災会議の庶務は、危機管理防災課において処理する。
- (3) 委員の所属機関

防災会議委員の構成は、次頁のとおりである。

なお、防災会議委員においては、男女共同参画の視点に配慮した防災対策の推進を図る上でも重要なことから、女性委員の構成比にも配慮し、女性団体役員等の委嘱に努めるものとする。

■三郷市防災会議委員

委員別	機関又は職名
会長	三郷市長
1 号委員	国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所
	国土交通省 関東地方整備局 北首都国道事務所
	関東農政局 企画調整室 埼玉県拠点 地方参事官室
	春日部労働基準監督署
2 号委員	埼玉県 東部地域振興センター
	埼玉県 越谷県土整備事務所
	埼玉県 草加保健所
3 号委員	吉川警察署
4 号委員	三郷市副市長
	<u>三郷市副市長</u>
	三郷市企画 総務政策 部長
	<u>三郷市総務部長</u>
	<u>三郷市危機管理監</u>
	三郷市財務部長
	三郷市市民 生活経済 部長
	三郷市福祉部長
	三郷市環境安全部長
	三郷市産業振興部長
	三郷市建設部長
5 号委員	三郷市 教育委員会教育長
6 号委員	三郷市 消防本部消防長
	三郷市 消防団長
7 号委員	日本郵便株式会社 三郷郵便局
	株式会社 NTT 東日本 関信越 越谷営業支店 東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 埼玉南支店
	東日本旅客鉄道株式会社 三郷駅
	東京電力 <u>パワーグリッド</u> 株式会社 埼玉支店 川口支社
	東京ガス株式会社 東部支店 埼玉支社
	東日本高速道路株式会社 関東支社 三郷管理事務所
	首都高速道路株式会社 東 東京 管理 東局
	首都圏新都市鉄道株式会社 <u>運輸部</u> 北千住駅務管理所
8 号委員	三郷市自主防災組織連絡協議会
	江戸川水防事務組合
	一般社団法人 三郷市医師会
	社会福祉法人 三郷市社会福祉協議会
	三郷市母子愛育会
	三郷市 P T A 連合会
	独協医科大学越谷病院 学校法人獨協学園 獨協医科大学附属看護専門学校三郷校
9 号委員	三郷市 水道部長
	三郷市 教育委員会学校教育部長

第2節 防災関係機関の業務の大綱

防災に係る各機関の処理すべき事務又は業務は、おおむね次のとおりである。

第1 市

【三郷市】

災害予防	(1) 防災に関する組織の整備に関する事
	(2) 防災空間の整備拡大に関する事
	(3) 建築物・構造物の耐災化に関する事
	(4) 防災に関する訓練の実施に関する事
	(5) 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検に関する事
	(6) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事
	(7) 市民の防災力の向上に関する事
	(8) その他、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事
災害応急対策	(1) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査に関する事
	(2) 避難の勧告及び指示情報に関する事
	(3) 消防、水防その他の応急措置に関する事
	(4) 被災者の救難、救助及び保護に関する事
	(5) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事
	(6) 施設及び設備の応急復旧に関する事
	(7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関する事
	(8) 交通の規制、その他被災地における社会秩序の維持に関する事
	(9) 緊急輸送の確保に関する事
	(10) その他、災害の防御又は拡大防止のための措置に関する事
災害復旧・復興	(1) 災害復旧・復興の基本方針の作成に関する事
	(2) 被災者、被災事業者の自立支援に関する事
	(3) 公共土木施設の災害復旧に関する事

【江戸川水防事務組合】

	(1) 水防施設及び資材の整備に関する事
	(2) 水防計画及び水防訓練に関する事
	(3) 災害に関する情報の収集及び伝達に関する事
	(4) 江戸川右岸の水防活動に関する事

第2 指定地方行政機関

【国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所】

災害予防	(1) 直轄管理区間における河川管理施設及び許可工作物の状況把握に関する こと
	(2) 直轄管理区間における災害危険区域の検討及び当該箇所の補強に関する こと
	(3) 防災に関する施設及び設備の整備に関すること
	(4) 防災上必要な教育及び訓練に関すること
災害応急対策	(1) 災害に関する予報及び警報の発表及び伝達に関すること
	(2) 災害に関する情報の収集及び広報に関すること
	(3) 水防活動の指導に関すること
	(4) 災害時の直轄管理区間における応急復旧工事に関すること
	(5) 水門、排水機場の管理に関すること
災害復旧	(1) 直轄管理区間の災害復旧工事の施工に関すること
	(2) 二次災害防止工事の施工に関すること

【国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所】

災害予防	(1) 災害危険区域の設定又は指導に関すること
	(2) 防災上必要な教育及び訓練に関すること
災害応急対策	(1) 災害に関する情報の収集及び広報に関すること
	(2) 災害時における交通確保に関すること
	(3) 災害時における応急工事に関すること
災害復旧	(1) 災害復旧工事の施工に関すること
	(2) 二次災害防止工事の施工に関すること

【関東農政局】

	(1) 応急用食料、物資の支援に関すること
--	-----------------------

【春日部労働基準監督署】

	(1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること
--	-----------------------------

~~【東京管区气象台（熊谷地方气象台）】~~

	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること
	(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、 水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること
	(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
	(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
	(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

※三郷市防災会議委員を任命している指定地方行政機関のみ掲載

第3 県の機関

【埼玉県】

都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。（災対法第4条第1項）

災害予防	(1) 防災に関する組織の整備に関する事
	(2) 防災に関する訓練の実施に関する事
	(3) 防災に関する物資及び資材の備蓄及び点検に関する事
	(4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事
	(5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事
災害応急対策	(1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示情報に関する事
	(2) 消防、水防その他の応急措置に関する事
	(3) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事
	(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事
	(5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事
	(6) 清掃、防疫その他の保護衛生措置に関する事
	(7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事
	(8) 緊急輸送の確保に関する事
	(9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関する事

【東部地域振興センター】

	(1) 市災害対策本部との連絡調整（情報係の派遣等）に関する事
	(2) 市の被害情報の収集に関する事
	(3) 市の災害対策活動の支援に関する事
	(4) 県越谷防災基地の開設・運営に関する事

【越谷県土整備事務所】

	(1) 降水量及び水位等の観測通報に関する事
	(2) 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関する事
	(3) 水こう門及び排水機場等に関する事
	(4) 水防管理団体への連絡、指導に関する事
	(5) 県管理の河川、道路・橋りょう等の災害状況の調査及び応急修理に関する事

【草加保健所】

	(1) 保健衛生関係の被害状況の収集に関する事
	(2) 医療品、衛生材料及び各種資材の調達、斡旋に関する事
	(3) 飲料水の水質検査に関する事
	(4) そ族昆虫駆除の相談に関する事
	(5) 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関する事
	(6) 災害救助食品の衛生に関する事
	(7) 病院、診療所及び助産所に関する事
	(8) 被災者の医療助産その他の保健衛生に関する事
	(9) 特定動物飼育施設の状況把握に関する事
	(10) 徘徊犬の捕獲等に関する事

第4 警 察

【吉川警察署】

	(1) 情報の収集、伝達及び広報に関する事
	(2) 警告及び避難誘導に関する事
	(3) 人命の救助及び負傷者の救護に関する事
	(4) 交通の秩序の維持に関する事
	(5) 犯罪の予防検挙に関する事
	(6) 行方不明者の捜索と検視又は死体調査に関する事
	(7) 漂流物等の処理に関する事
	(8) その他治安維持に必要な措置に関する事

第5 陸上自衛隊

【陸上自衛隊第32普通科連隊】

災害派遣の準備	(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関する事
	(2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事
	(3) 埼玉県地域防災計画に合わせた防災訓練の実施に関する事
災害派遣の実施	(1) 人命、 <u>身体</u> 又は財産の保護のために、緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関する事
	(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する事

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

【日本郵便株式会社 三郷郵便局】

	(1) 郵便局窓口業務の確保に関すること
	(2) 被災者に対する郵便葉書の無償交付に関すること
	(3) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
	(4) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関すること

【~~株式会社N-TT東日本~~東日本電信電話株式会社 ~~関信~~越 埼玉事業部】

	(1) 電気通信 施設設備 の整備に関すること
	(2) 災害時の非常通信の確保及び警報の伝達に関すること
	(3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること

【東日本旅客鉄道株式会社 三郷駅】

	(1) 災害時に線路が不通になった場合の旅客の輸送手配、不通区間 を の自動車による代行輸送及び連 結 社線への振替輸送に関すること
	(2) 災害により線路が不通になった場合の措置に関すること 1) 列車の運転整理及び折返し運転を行う 2) 線路の復旧及び脱線車両の復線、修理をし、検査の う 速やかに開通手配をする
	(3) 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視 に關するを行う こと
	(4) 死傷者の救護及び処置に関すること
	(5) 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡 に關するを行う こと
	(6) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守及び管理に関すること

【東京電力~~パワーグリッド~~株式会社 川口支社】

	(1) 電気 施設設備 の整備に関すること
	(2) <u>(2) 災害時等における停電情報の周知に関すること</u>
	(2)(3) <u>(3) 災害時における電力供給に関すること</u>
	(3)(4) <u>(4) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること</u>

【東京ガス株式会社 ~~東部支店~~埼玉支社】

	(1) ガス供給施設（製造施設等を含む）の建設及び安全に関すること
	(2) ガスの供給 の確保 に関すること

【東日本高速道路株式会社関東支社 三郷管理事務所】

高速自動車国道（東京外環自動車道、常磐自動車道）に係る

	(1) 災害防止に関すること
	(2) 被災点検、応急復旧工事等に関すること
	(3) 災害時における利用者等へのう回路等の情報（案内）提供に関すること
	(4) 災害復旧工事の施工に関すること

【首都高速道路株式会社 ~~東~~東京 ~~管理~~東局】

首都高速道路（三郷線）に係る

	(1) 首都高速道路等の保全に関すること
	(2) 首都高速道路等の災害復旧に関すること
	(3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること

【首都圏新都市鉄道株式会社 運輸部 北千住駅務管理所】

	(1) 鉄道施設等の安全保安に関すること
	(2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

※三郷市防災会議委員を委嘱している指定公共機関及び指定地方公共機関のみ掲載

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

【~~一般社団法人~~三郷市医師会、三郷市 歯科医師会、三郷市薬剤師会、三郷市接骨師会】

	(1) 医療及び助産活動の協力に関すること
	(2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること
	(3) 災害時における医療活動の実施に関すること

【さいかつ農業協同組合】

	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
	(2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること
	(3) 被災農家に対する融資、斡旋に関すること
	(4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること
	(5) 農作物の需給調整に関すること

【社会福祉法人 三郷市 社会福祉協議会】

	(1) <u>要配慮者の支援に関すること</u>
	(2) <u>災害時におけるボランティア活動の支援に関すること</u>

【三郷市商工会】

	(1) 市が行う商工業関係被害調査、融資又はその斡旋の協力に関すること
	(2) 災害時における物価安定についての協力に関すること
	(3) 救 助 援用物資、復旧資材の確保 <u>についての協力</u> 、斡旋 についての協力 に関すること

【三郷市建設業協会】

	(1) 物資、復旧資機材の確保についての協力、斡旋に関すること
	(2) 災害復旧に関すること

【病院等】

	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること
	(2) 災害時における病 院 人等の収容、保護に関すること
	(3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること

【社会福祉施設】

	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること
	(2) 災害時における <u>入所収容</u> 者の保護に関すること

【金融機関】

	(1) 被災事業者等に対する資金の融資に関すること
--	---------------------------

【学校法人】

	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること
	(2) 被災時における教育対策に関すること
	(3) 被災施設の災害復旧に関すること

【三郷市民生委員・児童委員協議会、町会、自治会、アマチュア無線クラブ等の団体】

	(1) 市が実施する応急対策についての協力に関すること
--	-----------------------------

【三郷市自主防災組織連絡協議会】

	(1) 自主防災組織の充実強化に関すること
	(2) 自主防災組織相互の連絡調整に関すること
	(3) 防災思想の普及に関すること
	(4) 市が実施する応急対策についての協力に関すること

【その他社会教育・福祉関係団体】

	<u>(1) 市が実施する応急対策についての協力に関すること</u>
--	------------------------------------

第 3 章 住民、自主防災組織及び事業所の基本的役割

阪神淡路大震災で得た最も重要な教訓のひとつは、防災活動の基本は、住民一人ひとりが、防災についての知識と行動力を身に付け、「自らの安全は自らが守る」ということである。また、未曾有の被害をもたらした東日本大震災からは、絶望的な状況においても復興を信じ、水や食料を分かち合い、励まし支え合う「地域コミュニティの重要性」を再認識できたことである。

住民一人ひとりがこの原点に立ち、日頃から非常食料などを備蓄し、自主的に災害に備えるとともに、災害発生時には市及び防災関係機関が行う消火・救援活動などの防災活動に協力するなど、~~すべて~~全ての地域住民が防災活動に関心を持ち、主体的かつ積極的に取り組むよう努めなければならない。

また、事業所等は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保することが求められている。（災対法第 7 条：住民等の責務）。

第 1 節 住民の果たす役割

住民一人ひとりが災害による被害を軽減及び拡大防止するために、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

第 1 平常時から実施する事項

- 1 防災に関する知識の習得
- 2 地域固有の災害特性の理解と認識
- 3 家族との連絡方法の確認
- 4 家屋等の耐震性の促進、家具の転倒防止対策
- 5 ブロック塀等の改修及び生垣化
- 6 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- 7 避難場所、避難路の確認
- 8 通勤先・通学先からの帰宅ルートの確認
- 9 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- 10 各種防災訓練の参加

第 2 発災時に実施すべき事項

- 1 正確な情報の把握及び伝達
- 2 出火防止措置及び初期消火の実施
- 3 適切な避難の実施
- 4 組織的な応急復旧活動への参加と協力

第2節 自主防災組織の果たす役割

町会・自治会等により組織化された自主防災組織が、災害による被害を軽減し拡大を防止するために、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

第1 平常時から実施する事項

- 1 防災に関する知識の普及、啓発
- 2 避難場所、避難路の確認
- 3 地区内の要配慮者の把握
- 4 消火訓練の実施
- 5 避難誘導訓練の実施
- 6 救援救護訓練の実施
- 7 診療所・医療機関等との協力事項の協議
- 8 地元商店街等との協力事項の協議
- 9 防災資機材の備蓄、管理
- 10 自主防災計画の作成、更新

第2 発災時に実施すべき事項

- 1 対策本部の設置、運営及び各班との連絡調整
- 2 火災の初期消火と市災害対策本部及び関係機関への連絡
- 3 人員の確認、地域住民の避難誘導
- 4 要配慮者の保護、安全確保
- 5 負傷者の救護、医療機関との連携
- 6 避難~~場~~所開設への協力
- 7 避難~~場~~所運営への積極的な協力
- 8 被害状況、災害情報の収集・報告・広報
- 9 救援物資の受入、配分
- 10 食料、飲料水の調達、配分
- 11 防災資機材の活用

第3節 事業所の果たす役割

事業所が、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

第1 平常時から実施する事項

- 1 防災責任者の育成
- 2 建築物の耐震化の促進
- 3 施設、設備の安全管理
- 4 防災訓練の実施
- 5 従業員に対する防災知識の普及
- 6 自衛消防隊の結成と防災計画の作成
- 7 地域防災活動への参加、協力
- 8 防災資機材の備蓄と管理
- 9 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- 10 広告、外装材等の落下防止
- 11 発災直後の従業員の一時滞在（帰宅抑制）の普及啓発
- 12 残留する従業員の帰宅支援方法の検討、事前準備
- 13 事業継続計画の作成、更新

第2 発災時に実施すべき事項

- 1 正確な情報の把握及び伝達
- 2 出火防止措置、初期消火の実施
- 3 従業員、利用者等の避難誘導
- 4 応急救助・救護
- 5 発災直後の従業員の一時滞在（帰宅抑制）支援
- 6 残留する従業員の帰宅支援
- 7 ボランティア活動への支援

第4章 三郷市の防災環境

三郷市は埼玉県の東南端に位置し、東は江戸川を挟んで千葉県松戸市、流山市と接し、西は中川を挟んで八潮市、草加市と、また、南は東京都葛飾区、北は吉川市と接している。市域の面積は、~~30.41~~30.22km²であり、地形に高低差はなく、北から南に向かってわずかに傾斜し、標高は1～3mで、地質は沖積層からなっている。

市の防災に係る自然環境及び社会環境に係る地域特性を以下に示す。

第1節 自然環境の特性

第1 ~~地形・地質~~ 地勢

~~1.1 地 形~~

~~三郷市~~本市は 極めて低平な 中川低地の南部に位置し、東を江戸川、西を中川に挟まれていいる。標高は1～3mであり、古来より洪水にたびたび襲われてきた低い土地が大部分を占め ている。

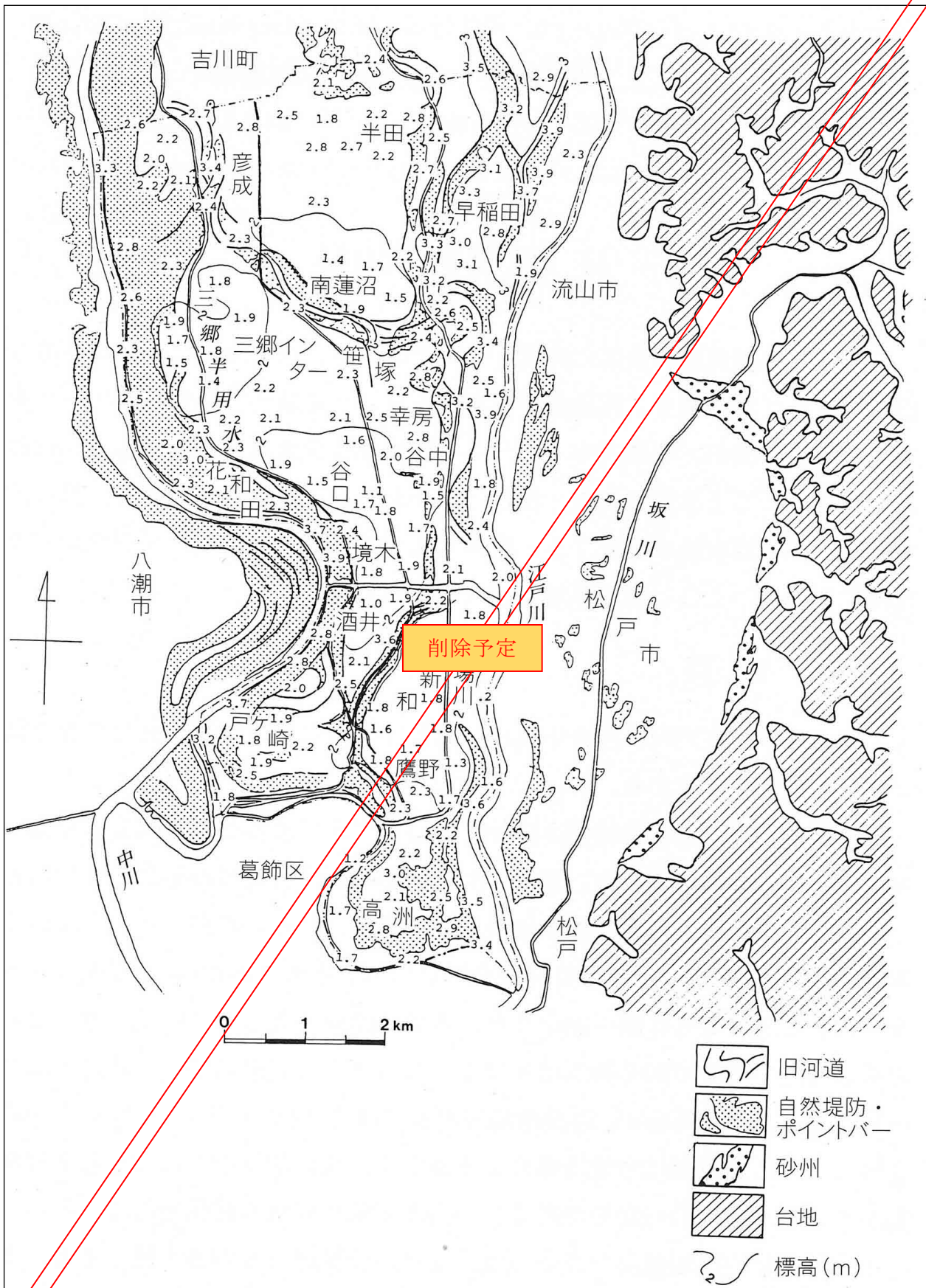
~~市の土地の起伏は、大部分が標高4m未満の平らな低地である。市内~~ 東北部の田中新田付近は地盤高4mに達し、堤防などの盛土地を除けば、市内で一番高い区域といえる。しかし、そのすぐ西方の丹後稲荷神社にある水準点の標高は2.6mにすぎない。更に西へ向かうと、みさと団地付近は約2mで、中川沿いの彦糸付近でやや高く約3mとなる。また、~~市の~~中央部では、江戸川沿いの市助で約2mであるが、市役所周辺の谷口は1.1mに過ぎず、中川沿いが約3mとなる。地盤高は、宅地造成による盛土や地盤沈下などにより若干の変動があるが、河川沿いがやや高く、中央部が低い皿状の起伏をしている。

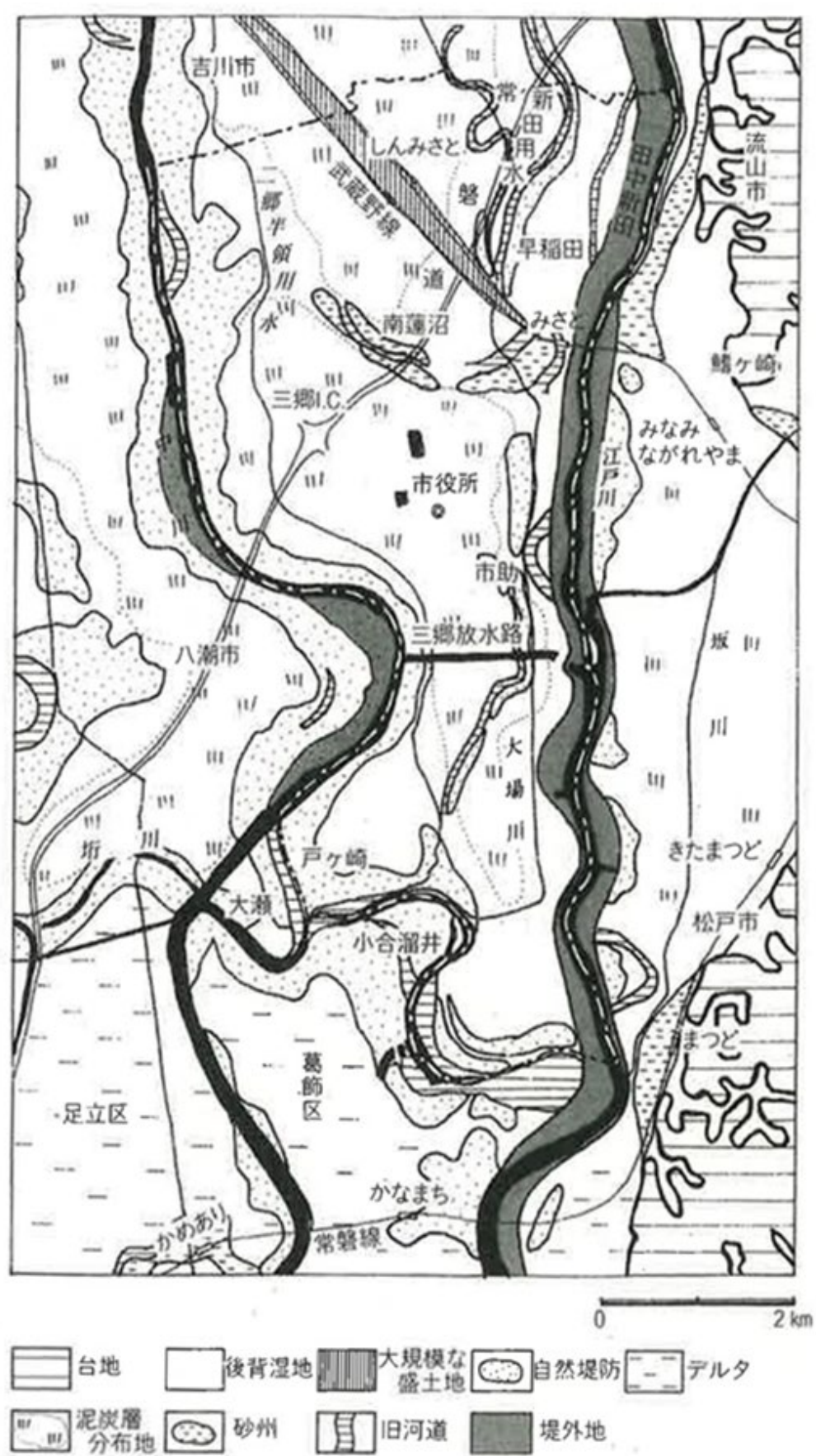
また、市内で部分的に地盤高が高いのは、江戸川の堤防などの盛り土地で ~~ある。~~江戸川の堤防上の標高は、~~市の~~北部の田中新田付近で約13m、南部の高州付近で約10mに達し、地盤高との比高は10m近い。これに対して中川の堤防は低い。武蔵野線操車場跡(現新三郷ららシティ)も高い盛土地である。人工的な盛土地を除くと、河川に比高1m程度のわずかに高い土地と、河川と河川との間の皿状に低い土地からなっていることが分かる。これらはそれぞれ「自然堤防」と「後背湿地」と呼ばれる自然のつくった地形である。

~~1.2 地 質~~

~~市の地質は、極めて低平な中川低地に位置しており、周囲の大宮台地や下総台地が約10万～8万年前につくられたことに比べ、中川低地は~~沖積層と呼ばれる 泥や砂からなる新しい堆積物でつくられた ~~ため、極めて軟弱な地盤であるといえ~~て地下水位が非常に浅い地盤となっていいる。

~~市の東方に隣接する流山市や松戸市は、主に中川低地の東側を限る下総台地上に位置している。市の西方に隣接する八潮市や草加市、北方に隣接する吉川市は、市と同じ中川低地にある。更に西方の川口市、旧浦和市は主として中川低地の西側を限る安行台地(北側は大宮台地)上に位置している。~~





三郷市とその周辺の地形分類図

資料)『三郷市史』第10巻 別編 水利水害編

第2 河 川

三郷市は大小さまざまな河川と水路がめぐる川のまちである。市内を流れる主な河川・水路としては、江戸川と中川の二大河川、二郷半用水、新田用水などの用水路、大場川・第二大場川、小合溜などの中小河川、洪水の放水路である三郷放水路などがある。小合溜と三郷放水路以外は、おおむね北から南へ向かっている。これらの河川や水路の現状は、流域の人々が湿地を開拓して水田地帯に変え、水害と闘い、さらに、都市化による変化に対応してきた歴史と深くかかわっている。特に、近世初頭の利根川改修事業は利根川東遷とも呼ばれる大規模なもので、利根川・荒川下流平野であった中川低地の姿を現在の江戸川、中川水系に再編したものだといえる。

市周辺の水系は、江戸川・元荒川から水を取り、中川・綾瀬川へ落とすという東高西低のシステムになっている。古利根川～中川は中世の利根川本流であり、洪水のたびに水と土砂をもたらす拡散型の洪水の河川であった。しかし、近世以降の利根川東遷に伴い、江戸川は中川低地の比較的高所を流すこととなり、中川は洪水の集中する排水河川とされた。そのため、もとの利根川である中川の水位を下げることでより後背湿地の排水が可能となり、二郷半沼などの沼地が開田されるに至った。

(1) 江戸川

江戸川は茨城県猿島郡五霞町 と千葉県野田市の境界付近にある関宿分岐点 ~~地先~~で利根川 ~~から~~と分かれ、左岸側の千葉県と右岸側の埼玉県及び東京都をへだてて東京湾に注ぐ。流路延長約 60km（旧江戸川河口から関宿分岐点まで）、流域面積約 200km² の、国土交通省管理の一級河川である。

首都圏への生活用水の水源として、そして大雨の際には大量の雨水を安全に海へと運ぶ ~~都市~~ 河川として重要な役割を担っている。

市の東側境界として、千葉県流山市・松戸市との間を流れている現在の江戸川は、利根川水系の河川改修工事に伴い江戸時代初期に誕生したものである。

(2) 中 川

中川は、埼玉県羽生市を水源とし、加須市、久喜市、幸手市、茨城県五霞町、杉戸町、春日部市を通り、松伏町で大落古利根川、越谷市で元荒川と合流し、吉川市及び草加市を経て市と八潮市の間を大きくカーブして流れ、東京都葛飾区に入り上平井から荒川と平行して東京湾に注ぐ。流路延長約 81km、流域面積約 810km² の、埼玉県、東京都及び国土交通省管理の一級河川である。市戸ヶ崎と八潮市大瀬の間は、現在は地続きだが、市境は元の中川である。

中川の上流には庄内古川、大落古利根川、古隅田川など河川の変遷を物語る名前が残されている。市 ~~内を流れる部分~~ 周辺 の中川は、自然堤防の発達からも明らかなように、近世初頭まで利根川本流であった。

(3) 大場川

吉川市より市の東部を南下して ~~三郷放水路へ~~ 合流する。一部は向かい、 放水路 ~~には合流せず~~ 下を伏越（ふせこし）し、下流部 ~~には~~ は八木郷橋から西へ曲がり、水元 小合溜に沿って流れ、八潮市で中川に合流する。旧二郷半 （領） の悪水落とし（排水路）として、延宝 3 年（1675）開削された。県管理の一級河川である。

(4) 第二大場川、下第二大場川

吉川市より、市の東西方向の中央部を南下して、三郷放水路で上、下流に分断される。上流部の第二大場川は、放水路と並行して流れ大場川へと合流する 県管理の一級河川であり、下流部 ~~は~~ 下第二大場川 となり、 市管理の準用河川である。

(5) 小合溜

東京都葛飾区との 行政境界（一部未定）となつてに位置して いる。もとは古利根川（中川）から江戸川へ続く利根川の本流であったが、いわゆる利根川東遷事業の後、享保 14 年（1729）江戸川との間を締め切り、灌漑用水源（溜井）とされた。現在は、準用河川で親水公園などに利用されている。

(6) 三郷放水路

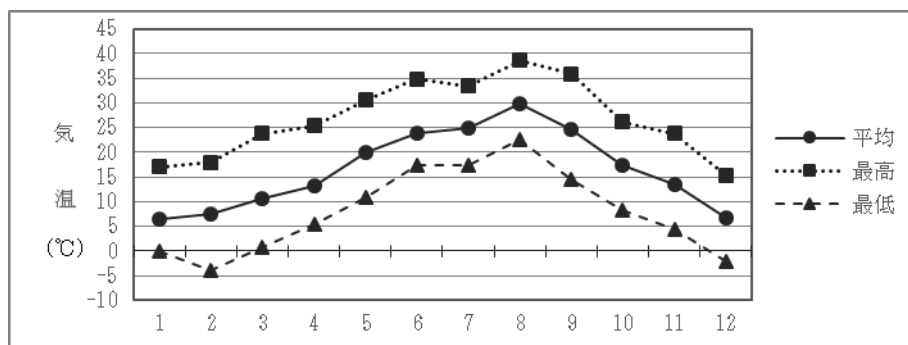
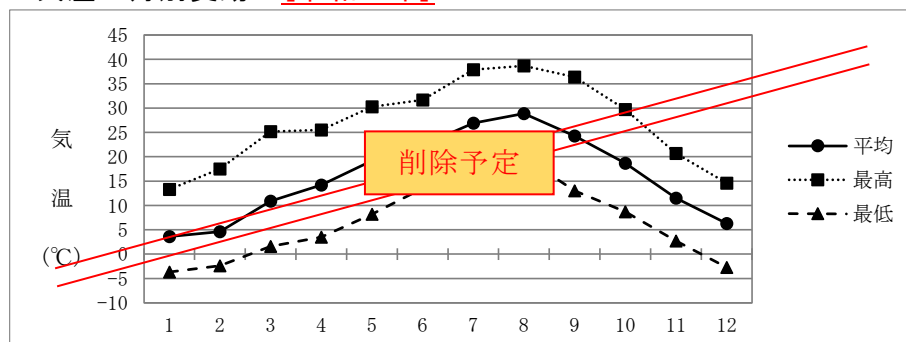
中川 ~~から~~ や綾瀬川流域における洪水を 江戸川へ ~~洪水を~~ 排水するため ~~と、大場川の~~ 内水を排水するため 開削され、昭和 54 年（1979）完成した。江戸川側に 三郷 排水機場があり、洪水時 には、中川 ~~から~~ の水を 江戸川へポンプ排水する。

第3 気 象

(1) 気温

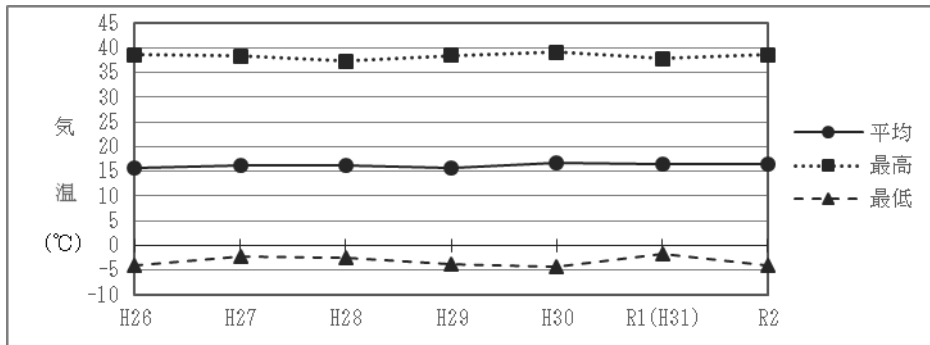
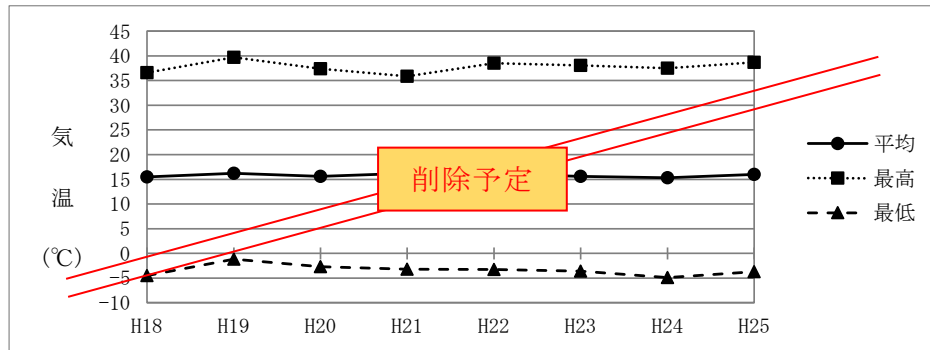
市（消防本部）における気温の月別変動（平成 25 令和 2 年）、平成 ~~18 26~~ 年から 平成 25 令和 2 年 までの推移を以下に示す。

■ 気温の月別変動 [令和 2 年]



資料) 三郷市消防本部

■気温の推移



資料) 三郷市消防本部

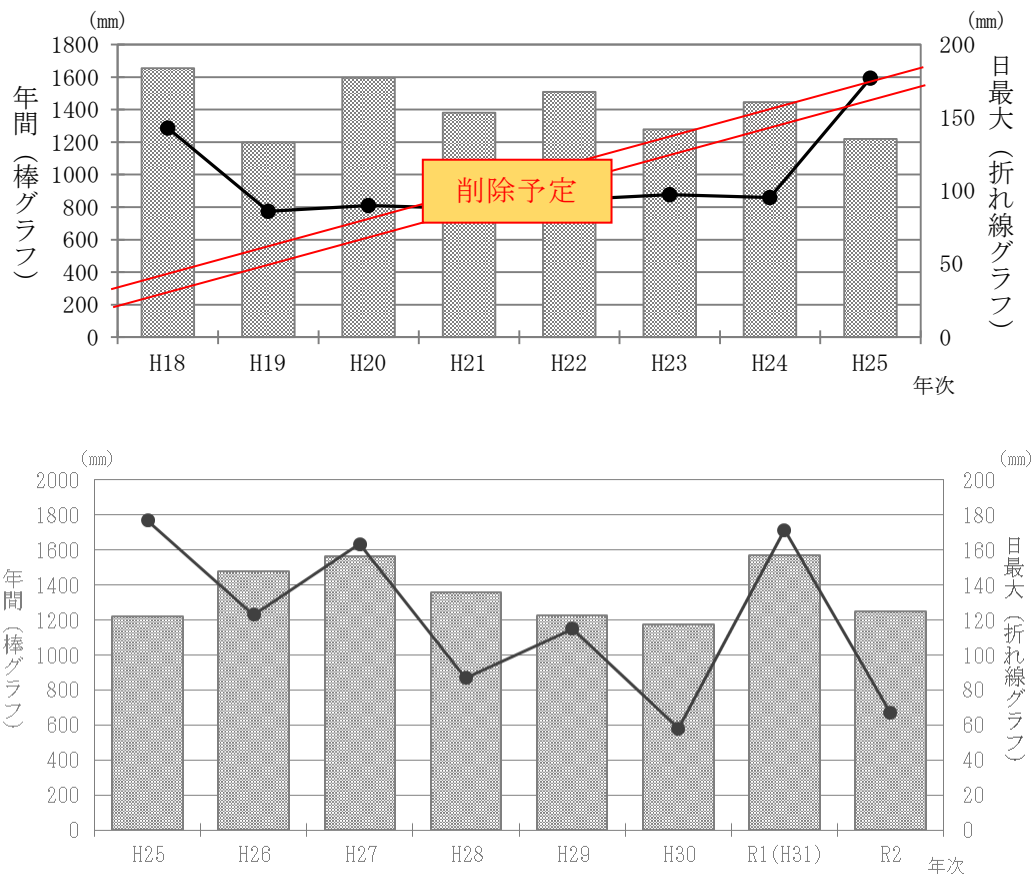
(2) 降水量

市の最近8年間における降水量は、年間降水量では 令和元年（平成 ~~19~~31年） が ~~1,654~~1,572mm と最も多く、最も少なかったのは平成 ~~19~~30年で ~~1,198~~1,176mm である。

年間における日最大降水量では、最も多かったのが平成 25 年で 177mm、最も少なかったのが平成 ~~19~~30年で ~~86~~58mm である。

~~平成 25~~令和 2 年の月別降水量中、日最大降水量は、~~10~~4 月が ~~177.0~~67.0mm と最も多く、11 月が ~~44.5~~5.5mm と最も少ない。

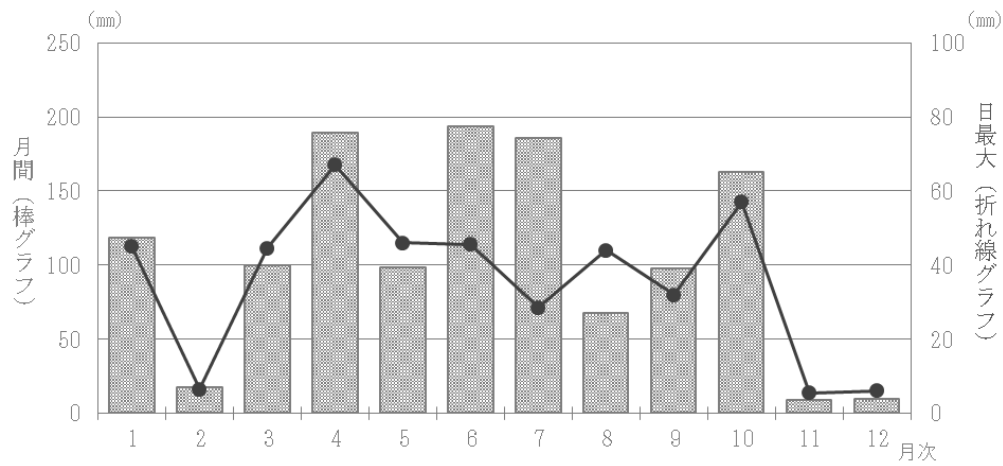
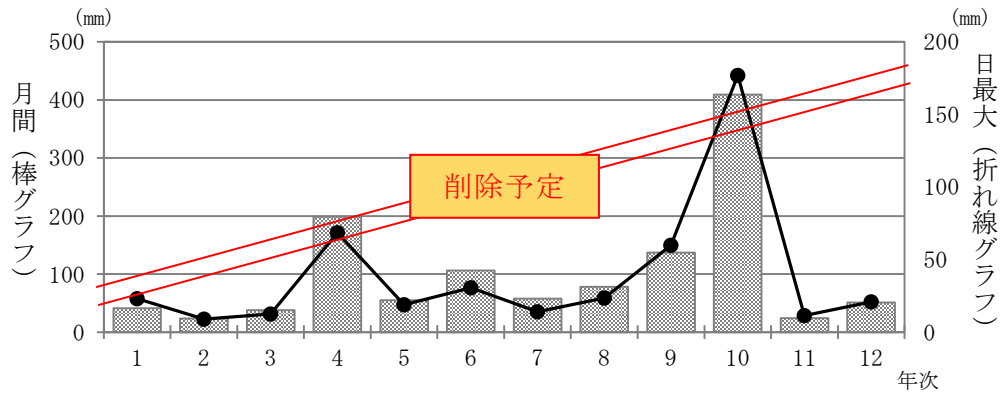
■降水量の推移



資料) 三郷市消防本部

■月別降水量

[平成25 令和2年]



資料) 三郷市消防本部

第2節 社会環境の特性

第1 人 口

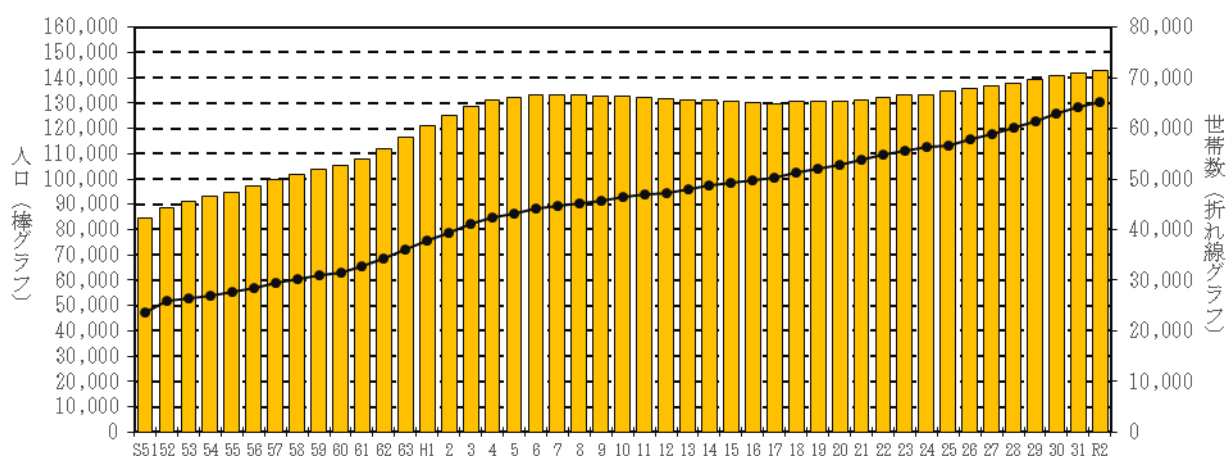
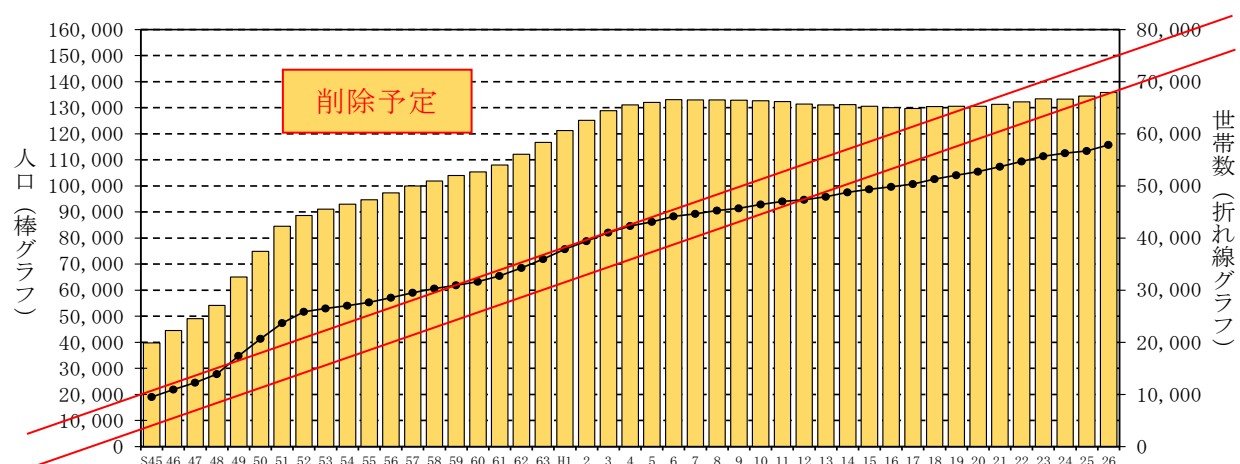
1.1 人口、世帯数の推移

市の人口及び世帯数は、~~平成26~~令和2年~~9~~10月1日現在 ~~136,218~~142,837人、~~58,290~~65,717世帯となっている。

世帯数は、昭和40年から一貫して増加傾向にあるが、人口は平成6年から横ばい若しくは減少となり、平成22年以降は再び増加傾向にある。平成29年11月には人口が初めて14万人を超え、平成30年12月には人口増加率が県内市町村で1位となるなど、人口増加傾向が続いている。

人口、世帯数の推移を図及び表で以下に示す。

■人口、世帯数の推移



1.2 地区別人口、世帯数

~~平成26~~令和2年~~9~~10月1日現在の町丁目別人口及び世帯数は、以下に示すとおりである。

地区別では、人口の最も多いのが、彦成3丁目~~10,183~~9,250人、次に多いのが彦成4丁目~~6,929~~7,009人、以下順に~~谷口~~中央1丁目の~~4,625~~5,216人、~~谷中~~谷口の~~4,346~~4,187人、戸ヶ崎~~3丁目~~の~~4,043~~3,919人、~~戸ヶ崎3~~早稲田7丁目の~~4,036~~3,894人、~~さつき平2丁目~~戸ヶ崎の~~4,031~~3,823人となっている。また、世帯数については、彦成3丁目の~~5,304~~5,344世帯が最も多く、次に多いのが彦成4丁目の~~3,607~~3,854世帯、以下順に~~谷口~~中央1丁目の~~2,005~~2,402世帯、~~谷中~~戸ヶ崎の~~1,864~~1,831世帯、~~戸ヶ崎~~谷口の~~1,788~~1,818世帯、戸ヶ崎3丁目の~~1,689~~1,763世帯、~~さつき平2~~早稲田7丁目の~~1,496~~1,688世帯となっている。

町丁目別人口及び世帯数を以下の表に示す。

■人口、世帯数等の推移

[各年4月1日現在]

年	世帯数 (世帯)	人 口 (人)			1世帯あた り人 員 (人)	人口密度 (人/k m ²)	人 口 増減数 (人)	人 口 増減率 (%)
		総 数	男	女				
45	9,488	30,784	20,189	10,595	4.19	1,308	4,185	11.8
46	10,944	44,479	22,639	21,840	4.06	1,463	4,605	11.8
47	12,290	49,053	25,019	24,043	3.99	1,613	4,574	10.3
48	13,007	54,139	27,680	26,459	3.89	1,780	5,086	10.4
49	17,375	65,024	33,143	31,882	3.74	2,138	10,885	20.1
50	20,689	74,939	38,211	36,719	3.62	2,464	9,906	15.2
51	23,682	84,510	43,040	41,470	3.57	2,779	9,580	12.8
52	25,870	88,711	45,168	43,543	3.43	2,917	4,201	5.0
53	26,475	91,147	46,425	44,722	3.44	2,997	2,436	2.7
54	27,051	92,961	47,440	45,521	3.44	3,057	1,814	2.0
55	27,642	94,709	48,377	46,332	3.43	3,114	1,748	1.9
56	28,567	97,294	49,718	47,576	3.41	3,199	2,585	2.7
57	29,529	99,974	51,142	48,832	3.39	3,288	2,680	2.8
58	30,283	101,895	52,103	49,792	3.36	3,351	1,921	1.9
59	30,969	104,020	53,125	50,895	3.36	3,421	2,125	2.1
60	31,631	105,419	53,793	51,626	3.33	3,467	1,399	1.3
61	32,751	108,030	55,141	52,889	3.30	3,552	2,215	2.1
62	34,284	112,155	57,297	54,858	3.27	3,688	4,125	3.8
63	35,985	116,724	59,636	57,088	3.24	3,838	4,569	4.1
H1	37,879	121,282	62,021	59,261	3.20	3,988	4,558	3.9
2	39,394	125,152	63,939	61,213	3.18	4,115	3,870	3.2
3	41,072	128,831	65,826	63,005	3.14	4,236	3,679	2.9
4	42,308	131,125	67,048	64,077	3.10	4,312	2,294	1.8
5	43,089	132,001	67,515	64,486	3.06	4,341	876	0.7
6	44,156	133,156	68,056	65,100	3.02	4,379	1,155	0.9
7	44,622	132,960	67,975	64,985	2.98	4,372	△ 196	△ 0.1
8	45,273	133,021	67,965	65,056	2.94	4,374	61	0.0
9	45,710	132,892	67,778	65,114	2.91	4,370	△ 129	△ 0.1
10	46,438	132,730	67,811	64,919	2.86	4,365	△ 162	△ 0.1
11	47,011	132,324	67,672	64,652	2.81	4,351	△ 406	△ 0.3
12	47,330	131,458	67,249	64,209	2.78	4,323	△ 866	△ 0.7
13	47,933	131,145	67,051	64,094	2.74	4,313	△ 313	△ 0.2
14	48,751	131,161	67,062	64,099	2.69	4,313	16	0.0
15	49,359	130,515	66,700	63,815	2.64	4,292	△ 646	△ 0.5
16	49,817	130,003	66,401	63,602	2.61	4,275	△ 512	△ 0.4
17	50,366	129,679	66,206	63,473	2.57	4,264	△ 324	△ 0.2
18	51,294	130,495	66,579	63,916	2.54	4,291	816	0.6
19	52,075	130,563	66,520	64,043	2.51	4,293	68	0.1
20	52,745	130,537	66,580	63,957	2.47	4,293	△ 26	△ 0.0
21	53,704	131,284	66,892	64,392	2.44	4,317	747	0.6
22	54,721	132,299	67,410	64,889	2.42	4,351	1,015	0.8
23	55,688	133,372	67,914	65,458	2.39	4,386	1,073	0.8
24	56,285	133,318	67,802	65,516	2.37	4,384	△ 54	△ 0.0
25	56,692	134,515	68,359	66,156	2.37	4,423	1,197	0.9
26	57,874	135,856	68,975	66,881	2.35	4,467	1,341	1.0
27	58,988	136,840	69,417	67,423	2.32	4,528	984	0.7
28	60,209	137,940	69,961	67,979	2.29	4,565	1,100	0.8
29	61,490	139,413	70,707	68,706	2.27	4,613	1,473	1.1
30	62,893	140,702	71,297	69,405	2.24	4,656	1,289	0.9
31	64,102	141,765	71,872	69,893	2.21	4,691	1,063	0.8
R2	65,195	142,591	72,251	70,340	2.19	4,718	826	0.6

注) 61年から住民基本台帳人口+外国人登録人口資料

61年の人口増減数及び人口増減率は、60年人口に外国人登録人口を加えた数字より算出

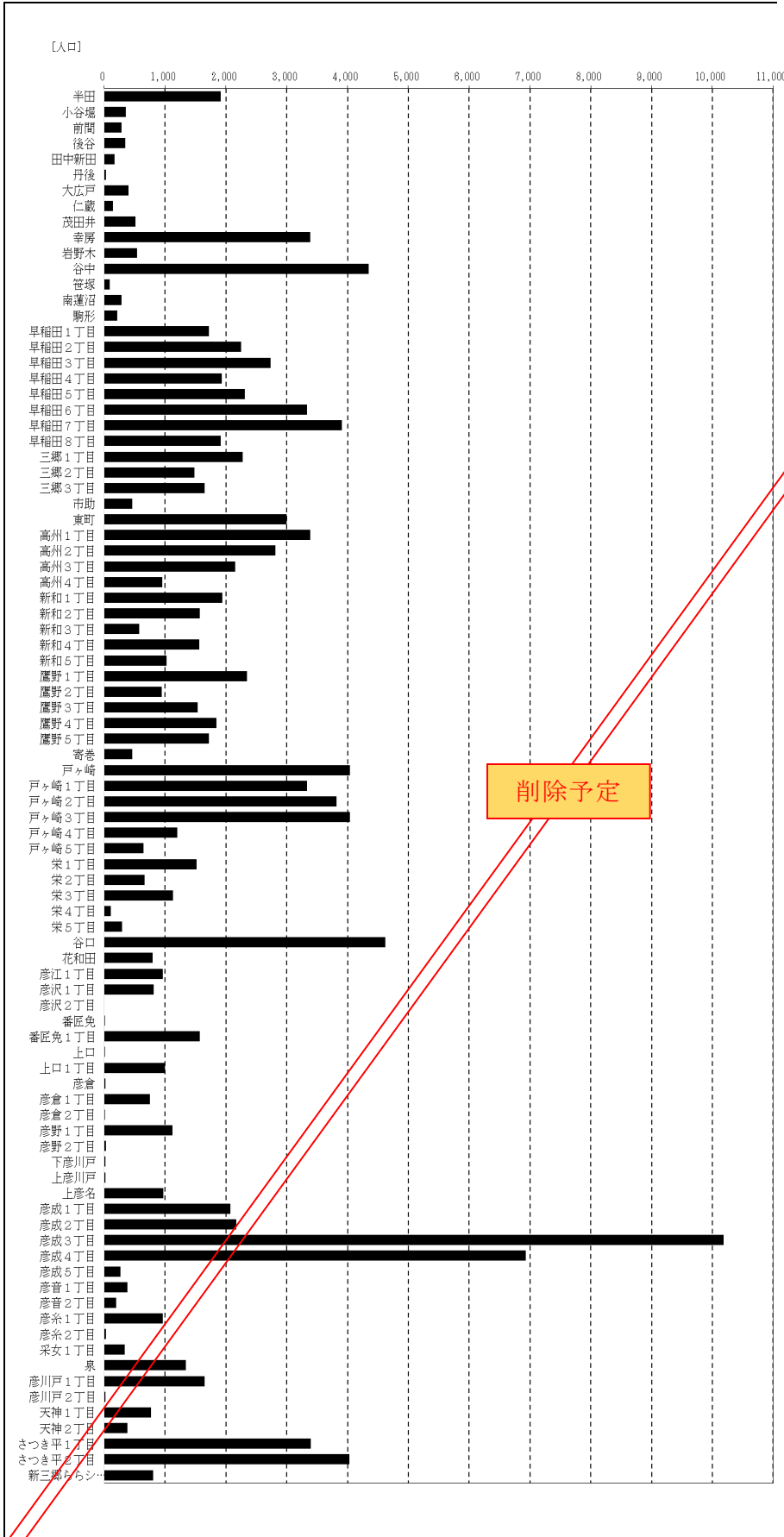
住民基本台帳法の一部改正（平成24年7月9日施行）と同時に外国人登録法が廃止されたため、平成24年8月から住民基本台帳人口（日本人＋外国人）

資料）三郷市HPで公表資料

《第1編 総則》 第4章 三郷市の防災環境
第2節 社会環境の特性
第1 人口

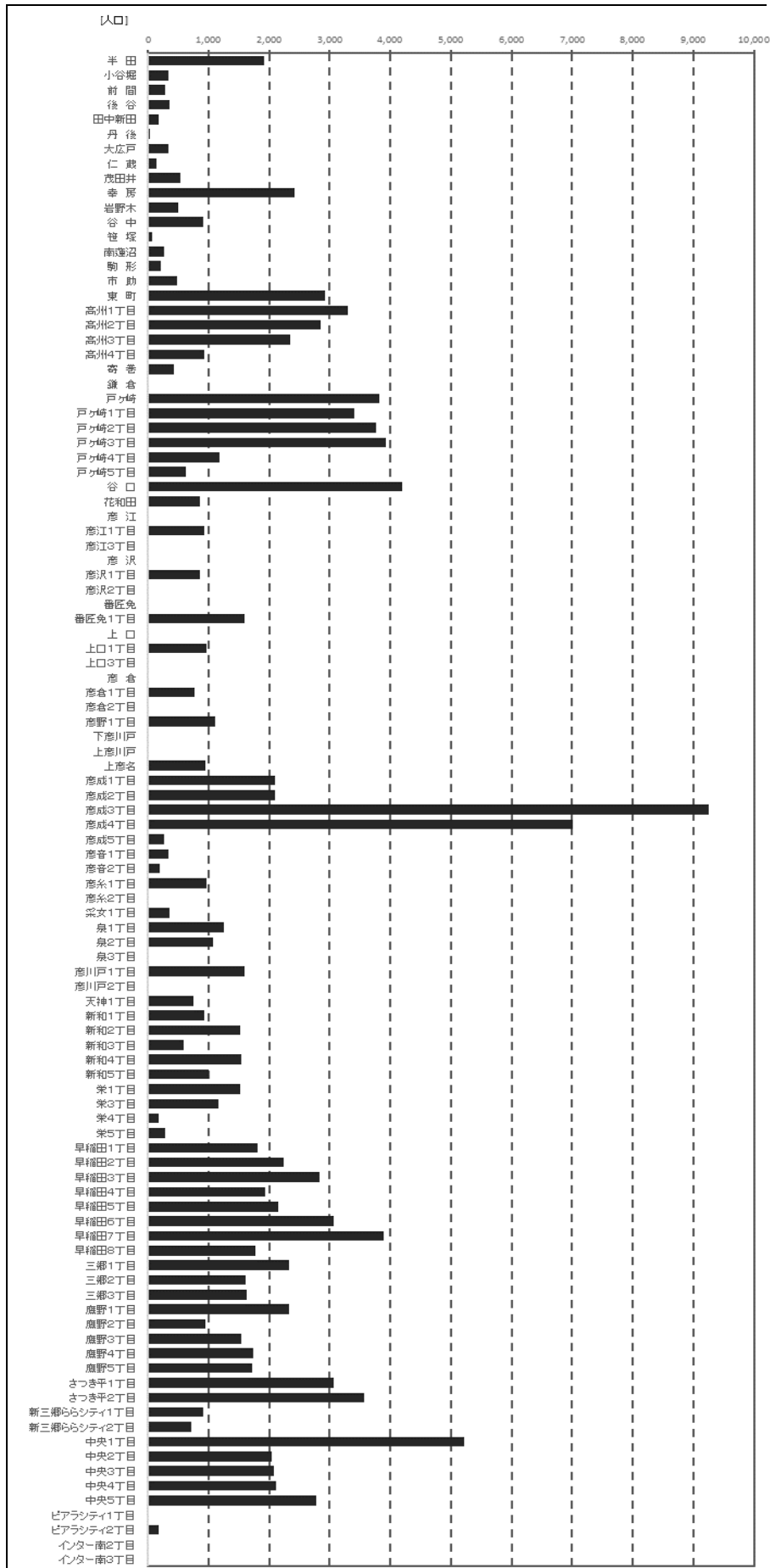
■町丁目別人口及び世帯数

(平成26令和2年 9月1日現在)



削除予定

町 名	世帯数	人口
半田	715	1,918
小谷堀	127	366
前間	98	284
後谷	134	343
田中新田	69	167
丹後	7	26
大広戸	154	398
仁蔵	51	144
茂田井	220	514
幸房	1,486	3,385
岩野木	230	536
谷中	1,864	4,346
笹塚	27	88
南達沼	107	285
駒形	94	208
早稲田1丁目	885	1,723
早稲田2丁目	1,056	2,247
早稲田3丁目	1,142	2,734
早稲田4丁目	836	1,935
早稲田5丁目	931	2,313
早稲田6丁目	1,315	3,335
早稲田7丁目	1,510	3,910
早稲田8丁目	733	1,912
三郷1丁目	1,054	2,271
三郷2丁目	674	1,483
三郷3丁目	684	1,653
市助	190	462
東町	1,217	2,996
高州1丁目	1,411	3,384
高州2丁目	1,172	2,815
高州3丁目	829	2,155
高州4丁目	422	951
新和1丁目	870	1,938
新和2丁目	672	1,573
新和3丁目	242	572
新和4丁目	709	1,559
新和5丁目	486	1,027
鷹野1丁目	927	2,344
鷹野2丁目	409	945
鷹野3丁目	635	1,536
鷹野4丁目	809	1,846
鷹野5丁目	703	1,718
寄巻	208	462
戸ヶ崎	1,788	4,043
戸ヶ崎1丁目	1,367	3,336
戸ヶ崎2丁目	1,536	3,815
戸ヶ崎3丁目	1,689	4,036
戸ヶ崎4丁目	474	1,198
戸ヶ崎5丁目	268	647
栄1丁目	660	1,517
栄2丁目	307	662
栄3丁目	433	1,130
栄4丁目	44	110
栄5丁目	113	294
谷口	2,005	4,625
花和田	310	792
彦江1丁目	359	962
彦沢1丁目	330	812
彦沢2丁目	-	-
番匠免	4	12
番匠免1丁目	633	1,572
上口	4	13
上口1丁目	385	1,001
彦倉	4	14
彦倉1丁目	317	749
彦倉2丁目	5	11
彦野1丁目	506	1,122
彦野2丁目	8	24
下彦川戸	4	16
上彦川戸	7	16
上彦名	430	974
彦成1丁目	789	2,074
彦成2丁目	870	2,173
彦成3丁目	5,304	10,183
彦成4丁目	3,607	6,929
彦成5丁目	113	265
彦音1丁目	136	378
彦音2丁目	73	196
彦糸1丁目	367	964
彦糸2丁目	12	27
采女1丁目	122	335
泉	512	1,338
彦川戸1丁目	675	1,646
彦川戸2丁目	8	18
天神1丁目	279	766
天神2丁目	154	380
さつき平1丁目	1,314	3,392
さつき平2丁目	1,496	4,031
新三郷からシ	245	801
1丁目		
総数	58,290	136,218



町名	世帯数	人口
半田	786	1,915
小谷堀	157	337
前間	98	282
後谷	160	349
田中新田	89	179
丹後	7	22
大広戸	151	341
仁蔵	67	147
成田井	229	526
幸房	1,063	2,422
岩野木	227	495
谷中	395	907
世塚	35	72
南蓮沼	123	267
駒形	99	217
市助	215	484
東町	1,305	2,916
高州1丁目	1,515	3,296
高州2丁目	1,347	2,842
高州3丁目	977	2,354
高州4丁目	446	928
寄巻	204	421
鎌倉	-	-
戸ヶ崎	1,831	3,823
戸ヶ崎1丁目	1,493	3,404
戸ヶ崎2丁目	1,621	3,760
戸ヶ崎3丁目	1,763	3,919
戸ヶ崎4丁目	488	1,174
戸ヶ崎5丁目	277	627
谷口	1,818	4,187
花和田	363	850
彦江	-	-
彦江1丁目	376	927
彦江3丁目	-	-
彦沢	-	-
彦沢1丁目	384	863
彦沢2丁目	-	-
番匠免	10	17
番匠免1丁目	710	1,588
上口	6	13
上口1丁目	407	971
上口3丁目	-	-
彦倉	-	-
彦倉1丁目	339	774
彦倉2丁目	-	-
彦野1丁目	542	1,102
下彦川戸	4	12
上彦川戸	6	11
上彦名	479	948
彦成1丁目	843	2,101
彦成2丁目	921	2,092
彦成3丁目	5,344	9,250
彦成4丁目	3,854	7,009
彦成5丁目	132	258
彦音1丁目	142	331
彦音2丁目	79	186
彦糸1丁目	397	959
彦糸2丁目	11	19
栗女1丁目	148	358
泉1丁目	485	1,257
泉2丁目	415	1,078
泉3丁目	-	-
彦川戸1丁目	709	1,598
彦川戸2丁目	9	17
天神1丁目	301	742
新和1丁目	413	934
新和2丁目	695	1,519
新和3丁目	272	581
新和4丁目	768	1,538
新和5丁目	542	993
栄1丁目	669	1,517
栄3丁目	460	1,154
栄4丁目	107	179
栄5丁目	117	278
早稲田1丁目	1,021	1,799
早稲田2丁目	1,135	2,242
早稲田3丁目	1,318	2,823
早稲田4丁目	886	1,940
早稲田5丁目	936	2,157
早稲田6丁目	1,364	3,056
早稲田7丁目	1,688	3,894
早稲田8丁目	753	1,775
三郷1丁目	1,202	2,325
三郷2丁目	879	1,608
三郷3丁目	717	1,623
鷹野1丁目	962	2,327
鷹野2丁目	459	952
鷹野3丁目	695	1,535
鷹野4丁目	849	1,732
鷹野5丁目	755	1,724
さつき平1丁目	1,332	3,058
さつき平2丁目	1,522	3,567
新三郷からシティ1丁目	280	912
新三郷からシティ2丁目	257	711
中央1丁目	2,402	5,216
中央2丁目	861	2,040
中央3丁目	973	2,084
中央4丁目	850	2,107
中央5丁目	1,100	2,785
ピアラシティ1丁目	-	-
ピアラシティ2丁目	59	171
インター南2丁目	-	-
インター南3丁目	-	-
総数	65,717	142,837

1.3 市外への通勤者及び通学者数（昼夜人口）

市から市外へ通勤・通学している者は ~~41,771~~39,825人であるが、そのうち県内に通勤・通学している者は ~~41,796~~11,754人、東京都など県外に通勤・通学している者は ~~26,063~~27,380人となっている。

「埼玉県地震被害想定調査 報告書」（平成26年3月）によると、現在、中央防災会議が首都圏において最も切迫性の高い地震として想定している東京湾北部地震が発生した場合、市の帰宅困難者は県内外合わせて16,751人（平日の12時）と予測されている。

■市からの通勤・通学者数（15歳以上）

区分	計	通勤者	通学者
当地に常住する通勤者・通学者	73,124 72,897	66,671 67,102	6,453 5,795
自市町村で通勤・通学	29,230 29,235	27,759 27,700	1,471 1,535
他市区町村で通勤・通学	41,771 39,825	36,934 35,880	4,837 3,945
県内	41,796 11,754	40,087 10,142	1,709 1,612
八潮市	2,472 2,630	2,410 2,515	62 115
越谷市	2,027 2,031	1,600 1,655	418 376
草加市	1,663 1,749	1,467 1,452	196 297
さいたま市	1,633	1,193	440
吉川市	1,539	1,490	49
吉川市	1,534	1,481	53
さいたま市	1,472	1,148	324
その他	2,467 2,333	1,927 1,882	540 451
県外	26,063 27,380	24,256 25,079	2,707 2,301
千葉県	5,219 5,151	4,350 4,438	869 713
松戸市	1,484 1,404	1,265 1,241	219 163
柏市	882 908	696 722	186
市川市	460	355	105
流山市	500	453	47
流山市	452	407	45
市川市	461	390	71
浦安市	421 365	386 337	45 28
船橋市	370 350	324 314	46 36
その他	1,140 1,163	917 981	223 182
東京都	20,663 20,895	18,972 19,458	1,691 1,437
特別区部	20,075 20,225	18,605 18,976	1,470 1,249
その他	588 670	367 482	221 188
その他県	1,079 1,334	932 1,183	147 151

資料）総務省統計局「国勢調査報告」（平成 ~~22~~27年）

■昼夜人口

常住地による人口				通勤地・通学地による人口		
総数 (夜間人口)	自宅外の自市 で通勤・通学	県内他市区町 村で通勤・通学	他県で通 勤・通学	総数 (昼間人口)	県内他市区 町村に常住	他県に 常住
131,415	32,630	11,859	27,174	112,541	10,736	9,423
<u>136,521</u>	<u>31,280</u>	<u>11,820</u>	<u>27,549</u>	<u>120,735</u>	<u>12,906</u>	<u>10,677</u>

資料）総務省統計局「国勢調査報告」（平成 ~~22~~27年）

1.4 要配慮者人口

市における災害時に配慮を要する者の人口割合を以下のとおり推計する。

(1) 高齢者人口

市の ~~65~~75歳以上の高齢者は、~~平成26~~令和2年 ~~7~~10月1日現在 ~~31,920~~17,885人で、総人口 ~~136,136~~142,837人の ~~23.4~~12.52%となっている。

なお、一人暮らしの高齢者は、~~平成24~~令和3年 ~~6~~1月1日現在 ~~2,329~~2,484人となっている。

(2) 乳幼児人口

市の0～5歳の人口は ~~7,153~~7,444人（~~平成26~~令和2年 ~~7~~10月1日現在）、総人口 ~~136,136~~142,837人の5.2%となっている。

(3) 障がい者人口

市の身体障がい者は、平成 ~~25~~29年 ~~3~~4月 ~~31~~1日現在 ~~3,751~~3,964人となっている。

障がいの区分では、肢体不自由者が ~~2,035~~2,053人と最も多く、次いで内部障がい者の ~~1,244~~1,361人となっている。

■身体障がい者の人口

（平成 ~~25~~29年 ~~3~~4月 ~~31~~1日現在）

総数	視覚障 害 がい	聴覚障 害 がい	音声・言語障 害 がい	肢体不自由	内部障 害 がい
3,751 3,964	201 233	235 273	36 44	2,035 2,053	1,244 1,361

(4) 外国人人口

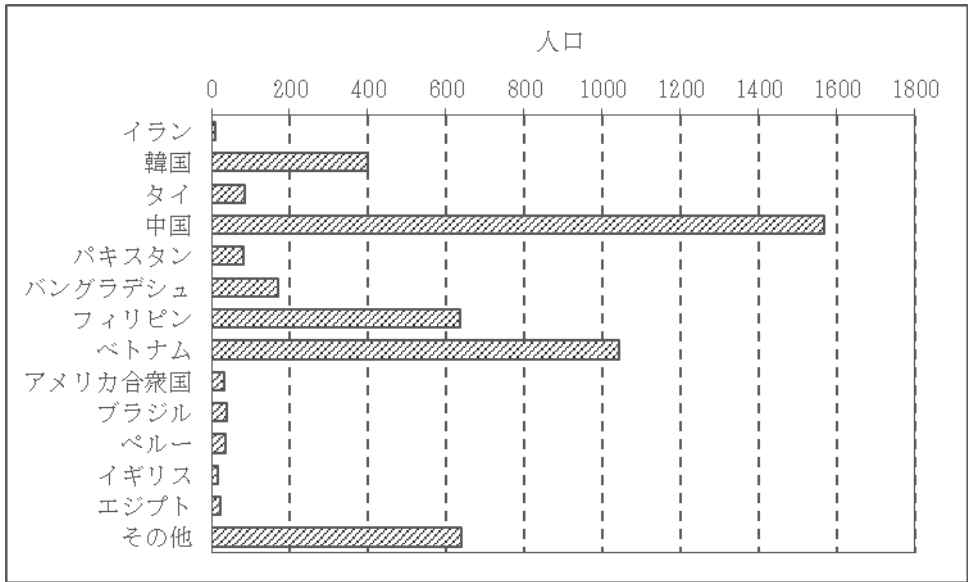
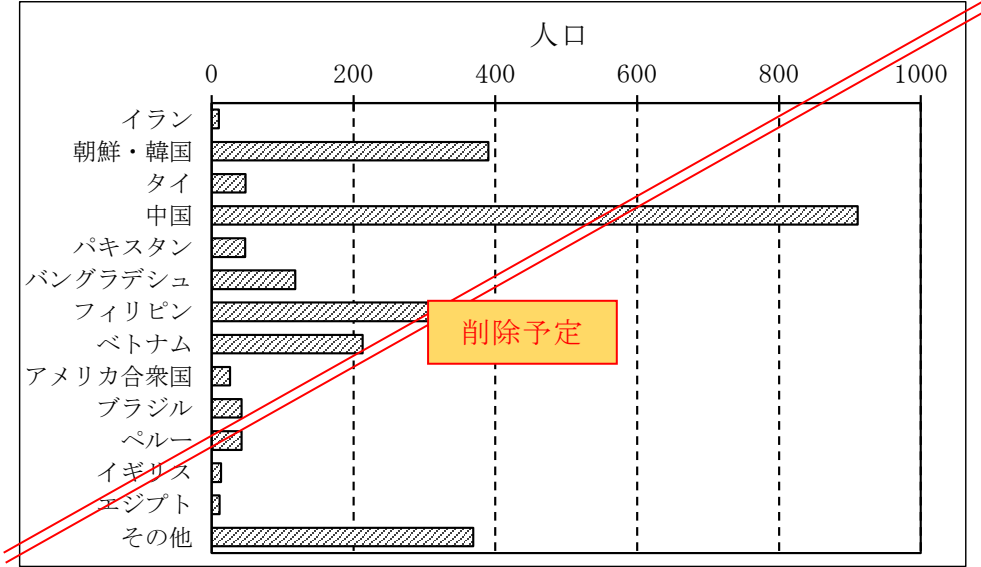
市に在住している外国人は ~~2,624~~4,779人（平成 ~~25~~令和2年 ~~4~~10月1日現在）、総人口 ~~136,136~~142,837人の ~~1.9~~3.3%となっている。

国籍別の人口は以下に示すとおりである。

最も人口の多いのは中国 ~~人~~で ~~911~~1,569人、以下順に ~~朝鮮・韓国~~ベトナム ~~人~~の ~~390~~1,042人、フィリピン ~~人~~の ~~384~~635人、~~ベトナム~~韓国 ~~人~~の ~~213~~400人、バングラデシュ ~~人~~ ~~118~~の 170人となっている。

■国籍別外国人口

(平成 ~~25~~令和2年 ~~4~~10月1日現在)



第2 建 物

建築基準法は、昭和46年に十勝沖地震（昭和43年）を教訓に見直しが行われ、より高い安全性を求めて基準を補足し修正された。さらに、昭和56年に宮城県沖地震（昭和53年）を教訓に、新耐震設計法が抜本的に見直され、耐震設計基準が大幅に改正された。新耐震設計基準による建物は、阪神・淡路大震災においても被害が少なかった。

「平成~~20~~30年 住宅・土地統計調査」（平成~~22~~令和元年~~9~~月~~24~~30日公表）によると、市の住宅は、全部で~~49,470~~57,570棟・戸あり、そのうち耐震上問題が懸念される昭和55年以前に建築された住宅は~~17,280~~16,020棟・戸で全体の約~~34.9~~27.8%を占めている。中でも昭和45年以前に建築された住宅は~~2,710~~2,280棟・戸で全体の約~~5.5~~4.0%を占めている。

■ 建築時期別、構造別の住宅数

[単位：棟・戸、%]

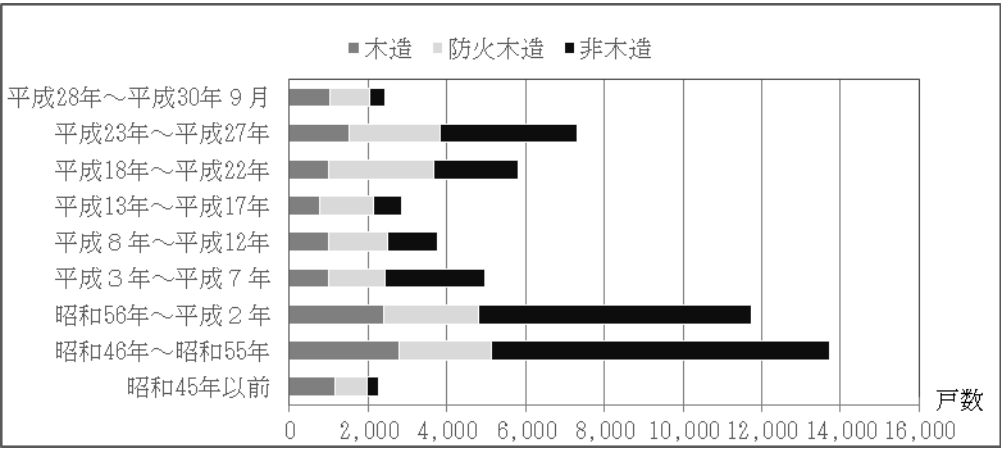
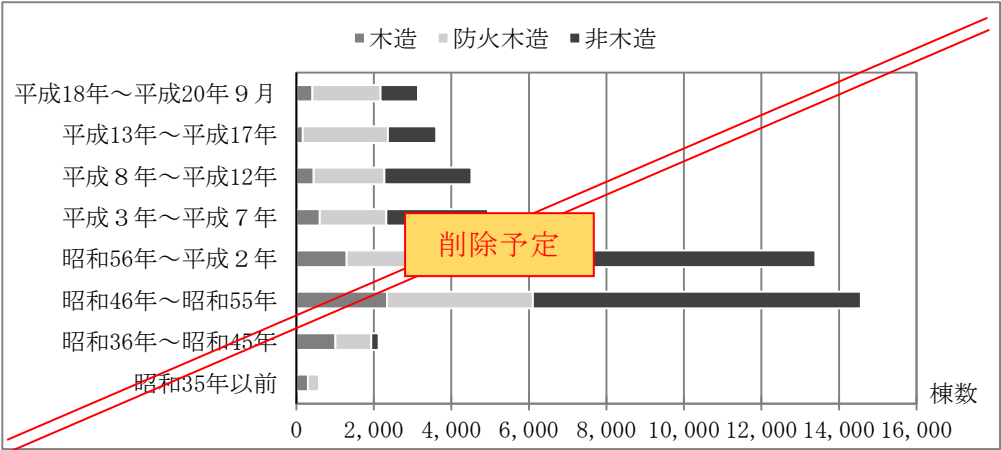
建築時期 \ 構造	木造	防火木造	非木造	合計（割合）
昭和35年以前	200	200	10	600（1.2）
昭和36年～昭和45年以前	1,010 <u>1,160</u>	920 <u>800</u>	100 <u>320</u>	2,110（4.3） <u>2,280（4.0）</u>
昭和46年～昭和55年	2,340 <u>2,780</u>	3,760 <u>2,350</u>	8,460 <u>8,610</u>	14,570（29.5） <u>13,740（23.9）</u>
昭和56年～平成2年	1,300 <u>2,390</u>	4,390 <u>2,420</u>	7,700 <u>6,920</u>	13,380（27.0） <u>11,730（20.4）</u>
平成3年～平成7年	600 <u>980</u>	1,720 <u>1,460</u>	2,630 <u>2,530</u>	4,960（10.0） <u>4,970（8.6）</u>
平成8年～平成12年	450 <u>1,000</u>	1,820 <u>1,490</u>	2,250 <u>1,260</u>	4,520（9.1） <u>3,750（6.5）</u>
平成13年～平成17年	170 <u>750</u>	2,190 <u>1,380</u>	1,250 <u>720</u>	3,610（7.3） <u>2,850（5.0）</u>
平成18年～平成 20 22年 9 月	410 <u>990</u>	1,760 <u>2,660</u>	970 <u>2,180</u>	3,140（6.3） <u>5,830（10.1）</u>
<u>平成23年～平成27年</u>	<u>1,500</u>	<u>2,320</u>	<u>3,480</u>	<u>7,300（12.7）</u>
<u>平成28年～平成30年9月</u>	<u>1,020</u>	<u>1,030</u>	<u>380</u>	<u>2,430（4.2）</u>
合計	7,370 <u>13,670</u>	17,650 <u>16,920</u>	24,440 <u>26,970</u>	49,470（100.0） <u>57,560（100.0）</u>

注）合計は、建築の時期「不詳」を含む。

1位を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

資料）総務省統計局「平成~~20~~30年 住宅・土地統計調査」（平成~~22~~令和元年~~9~~月~~24~~30日公表）

■建築時期別、構造別の住宅数



第3 交 通

3.1 道 路

市は、三郷 JCT を介して首都高速道路三郷線、常磐自動車道、東京外環自動車道が通り交通の要所となっている。国道は東京外環自動車道に沿って国道 298 号が通り、県道は 9 路線が通っている。

市の道路状況及び県道路線別道路状況を以下に示す。

■市の道路状況

(平成 ~~25~~31 年 4 月 1 日現在)

種別	路線数	路線延長 (m)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)
首都高速道路	1	1,400	1,400	100.0
常磐自動車道	1	4,200 4,185	4,200 4,185	100.0
東京外環自動車道	1	5,900 8,300	5,900 8,300	100.0
国 道	1	30,564 8,320	30,564 8,320	100.0
県 道	9	44,708 43,966	44,708 43,966	100.0
市 道		2,608 2,928	484,630 503,541	420,725 449,876
総 数		2,711 2,941	571,402 569,712	507,407 516,047

注) 県道は ~~24~~30 年 4 月 1 日現在。総数には県道の数値を含む。

資料) 各管理事務所

■市の県道路線別道路状況

(平成 ~~24~~31 年 4 月 1 日現在)

路線名	延長 (m)	道路部面積 (m ²)	舗装率 (%)
三郷松伏線	8,978	85,063	100.0
草加流山線	4,444 4,233	54,553	100.0
越谷流山線	4,394	44,147	100.0
松戸草加線	3,103 4,738	31,178	100.0
葛飾吉川松伏線	8,564 8,345	80,809	100.0
八潮三郷線	1,626 1,628	28,388	100.0
三郷幸手自転車道線	9,990	40,418	100.0
松戸三郷線	1,005 419	14,396	100.0
上笹塚谷口線	2,604	32,535	100.0
総 数	44,708 45,329	420,480	100.0

資料) 越谷県土整備事務所

3.2 橋りょう

市の橋りょうの主なものは、江戸川に架かる流山橋（草加流山線）、上葛飾橋（松戸三郷道路）、中川に架かる八条橋（草加流山線）、潮郷橋（国道 298 号）、共和橋（八潮三郷線）、新中川橋（松戸草加線）がある。また、市内の市街地内には、耐震性能や経年劣化による耐震性の低下に注意が必要な古い橋りょうがある。

3.3 鉄 道

これまで市内には JR 武蔵野線が通り、三郷駅と新三郷駅の 2 つの駅があったが、平成 17 年 8 月に秋葉原とつくば間の全長 58.3km を結ぶつくばエクスプレス（首都圏新都市鉄道株式会社）が開通し三郷中央駅が開設された。
各駅の乗車人数は以下のとおりである。

■JR 武蔵野線駅別乗車人数（1 日平均） [単位：人]

平成 25 年 令和元年度		
JR 武蔵野線	三郷駅	14,633 14,450
	新三郷駅	16,289 15,502

資料）東日本旅客鉄道株式会社

■つくばエクスプレス三郷中央駅乗車人数（1 日平均） [単位：人]

平成 25 年 令和元年度		
つくばエクスプレス	三郷 駅 中央駅	11,421 15,413

資料）首都圏新都市鉄道株式会社

第4 土地利用

4.1 土地利用の現況

市の地目別面積のここ数年の推移は宅地が増加し、田畑が減少傾向にある。~~平成25~~令和2年1月1日現在、その他を除くと宅地が~~997.6~~1093.2haで最も大きく、以下順に雑種地の~~254.4~~284.8ha、~~田畑~~の~~240.7~~194.5ha、~~畑田~~の~~228.4~~189.4haとなっている。

■地目別土地面積の推移

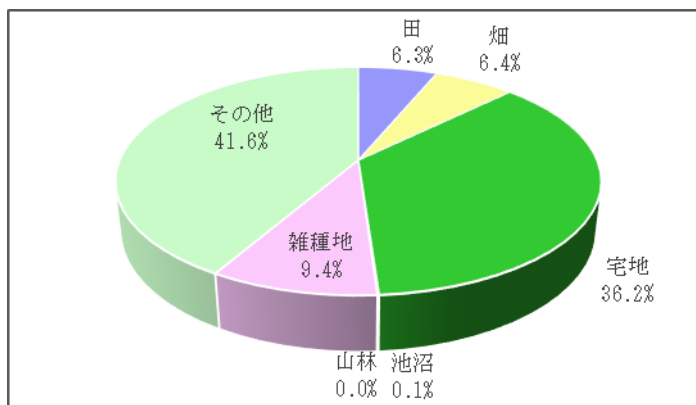
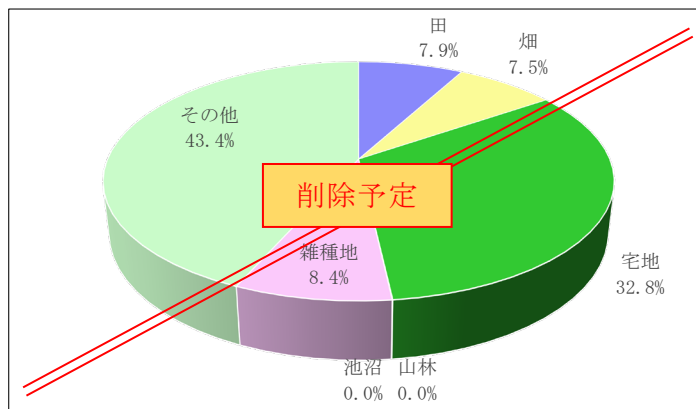
[単位：ha、各年1月1日現在]

年	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	雑種地	その他
2128	3,041.0	276.3	254.0	942.8	0.1	0.6	257.9	1,309.3
	3,022.0	206.7	209.6	1058.6	1.8	0.6	288.6	1,256.1
2229	3,041.0	272.8	250.3	940.7	0.1	0.6	256.7	1,310.8
	3,022.0	202.2	205.5	1071.5	1.8	0.6	283.9	1,256.5
2330	3,041.0	265.0	247.4	957.7	0.1	0.6	254.9	1,314.4
	3,022.0	198.5	202.9	1081.8	1.8	0.6	279.6	1,256.8
2431	3,041.0	260.0	241.1	969.2	0.1	0.6	256.8	1,313.0
	3,022.0	194.5	200.4	1087.8	1.8	0.6	280.0	1,256.9
252	3,041.0	240.7	228.4	997.6	0.1	0.6	254.4	1,310.2
	3,022.0	189.4	194.5	1093.2	1.8	0.6	284.8	1,257.7

資料) 固定資産概要調書(資産税課)

■地目別土地面積

(~~平成25~~令和2年1月1日現在)



4.2 区域区分及び用途地域

市における都市計画用途地域の区分別構成を以下に示す。

■都市計画用途地域別面積 (平成~~26~~令和 3年4月1日現在)

用途地域	面積 (ha)	構成比 (%)	
		市街化区域	総 数
総 数	3,016 3,022	—	100.0
市街化区域	1,476 1,509	100.0	45.3 49.9
第一種低層住居専用地域	165.9	11.2 11.0	5.5
第一種中高層住居専用地域	490.6	33.2 32.5	16.3 16.2
第二種中高層住居専用地域	16.1	1.1	0.5
第一種住居地域	388.9	26.3 25.8	12.9
準住居地域	35.1	2.4 2.3	1.2
近隣商業地域	58.3	3.9	1.9
商業地域	59.8	4.1 4.0	2.0
準工業地域	175.8 174.8	11.8 11.6	5.8
工業地域	50.5 53.5	3.4 5.5	1.7 2.8
その他（無指定地域）	36.0	2.4	1.2
市街化調整区域	1,540 1,513	—	51.1 50.1

資料) 都市デザイン課

第3節 過去の災害履歴

第1 地震の災害履歴

1.1 埼玉県における地震災害履歴

県に影響を及ぼす地震としては、震源が近い直下型地震と、本県から中～長距離の主として海溝部で発生する海溝型地震とがある。

埼玉県における地震被害の履歴を以下に示す。

1.2 市における災害履歴

過去、市に大きな地震被害をもたらしたのは、大正12年(1923)9月1日午前11時58分、相模湾を震源地として発生した関東大震災である。

関東大震災による埼玉県の被害は、死傷者734人、建物の全半壊13,719戸であった。

市においては、建物の全壊が22棟(住家家屋18棟、非住家家屋4棟)、地割れや噴砂の発生も報告されている。

ただし、建物の全壊は江戸川に沿って多いものの、液状化はほとんど確認されていない。一方、中川に沿った自然堤防では噴砂や地割れが多数確認されており、市の一般的傾向は、噴砂が発生したところでは全壊家屋が少なく、全壊家屋が確認されているところでは地割れが発生している場合が多い(「1923年関東地震聞き取り調査結果」(平成2年6月、埼玉県環境部消防防災課、応用地質株式会社)による。)

■埼玉県における被害地震

発 生 年月日	M	緯度 経度	深さ km	震源地域	被害記述
818	7.5	36.50 139.50	-	関東諸 国	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧死者多数
878.11.1	7.4	35.50 139.30	-	関東諸 国	相模・武蔵が特にひどく、5～6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つ全きものなく、地陥り往通不通となる。圧死者多致。
1615.6.26	6.5	35.70 139.70	-	江 戸	家屋破潰、死傷多く、地割れは生じた。詳細不明。
1630.8.2	6.3	35.75 139.75	-	江 戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、堀も多少損ず。細川家上屋敷では白壁少々落ち、藩ち、堀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
1649.7.30	7.0	35.80 139.50	-	武蔵・下 野	川越で大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺より下る。江戸城二の丸石垣・堀被損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の被損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣被損し、八王子・伊那で有感、余震日々40～50回、死50人余。 (埼玉県)川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。
1703.12.31	8.2	34.7 139.8	-	関東南 部	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特の小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが県内の被害の詳細は不明。
1791.1.1	6.3	35.80 139.60	-	川越・蔵	蔵で堂塔の転倒、土蔵等の破損。 川越で喜多院の本社屋根など破損。
1854.12.23	8.4	34.00 137.80	-	東 海	(埼玉県)推定震度 蔵、桶川、行田5。
1855.11.11	6.9	35.65 139.80	-	江 戸	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは1つもなかった。民家の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出火し、焼失面積は2町(0.22km)×2里 19 町(10km)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。 (埼玉県)推定震度大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷 あた ー辺りまで、土手割れ、噴砂等の被害があった、幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒人家・土蔵・物置等壊同然3,243軒。(村毎の被害率9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蔵で宿壊3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破 33 軒死1、傷1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大破、壁落等あり。
1859.1.11	6.0	35.90 139.70	-	岩 槻	居城本丸櫓、多門その他所々被害、江戸・佐野・鹿沼で有感。
1894.6.20	7.0	35.70 139.80	-	東京湾 北 部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋全半壊90、破損家屋4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316か所。 (埼玉県)埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅350間(約630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894.10.7	6.7	35.60 139.80	-	東京湾 北 部	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立部小小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923.9.1	7.9	35.20 139.30	-	関東南 部	死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流出868軒。 (埼玉県)死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒
1924.1.15	7.3	35.50 139.20	-	丹沢山 地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931.9.21	6.9	36.15 139.23	0	埼玉県 北 部	(埼玉県)死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多い
1968.7.1	6.1	35.59 139.26	50	埼玉県 中 部	深さが50kmのため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷6名、家屋一部破損50、非住家被損1、栃木で負傷1名
1989.2.19	5.6	36.01 139.54	54	茨城県 南西部	茨城県、千葉県で負傷者2人、火災2軒。他に堀、塀、車、窓ガラス等破損、熊谷で震度3。
2011.3.11	9.0	38° 6.2'N 142° 51.6'E	24	三陸沖	東北地方を中心に死者15,883名、行方不明2,676名、負傷者6,144名。 (埼玉県)最大震度6弱(宮代町)、負傷者104名、全壊24棟、半壊194棟、一部破損16,161棟、火災発生12件

出典) 埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画(資料編Ⅱ-1-1-3)」(平成26令和3年3月)

第2 風水害の災害履歴

2.1 水害履歴

市は、その地勢的特質から、水害の常襲地帯として水害に悩まされ続けてきた。市内には江戸川、中川、大場川、第二大場川の一級河川、下第二大場川などの準用河川に加え二郷半用水などの農業用水路及び一般排水路が流下しており、河床勾配が3,500分の1程度の緩流河川のため、豪雨により河川流水量が増加して排水路等の流出が困難となり、氾濫したり低地に湛水するおそれがある。

水害履歴の中では、昭和22年(1947年)のカスリーン台風は特に甚大な被害をもたらした水害であるが、栗橋上流の利根川右岸の堤防が決壊し、溢れた水が中川低地沿いに堤防を決壊させながら東京まで達した。この洪水により市域では死者1名を出したほか、ほぼ全域が浸水し、湛水は2週間以上にも及んだ。

また、昭和33年(1958)の台風第22号(狩野川台風)では、大雨と高潮により江戸川、中川流路沿いの堤内地は排水不能となり、広範囲にわたって長期の湛水となった。市内では中川・江戸川沿いを除く全域が湛水し、水深は50～75cm、第二大場川沿いでは1mに達した。

昭和20年以降の主な水害履歴を以下に表示する。

■主な水害（三郷市関連）

発生年月	記事
昭和 22(1947)年 9月	カスリーン台風、利根川決壊、東京まで浸水、三郷 堰水 湛水 2週間以上
23(1948) 9月	アイオン台風
24(1949) 8月	キティ台風 三郷水害
25(1950) 7月	ヘリーン台風
27(1952) 6月	ダイナ台風
33(1958) 9月	狩野川台風 各地で浸水 三郷広域で浸水
34(1959) 9月	伊勢湾台風 中川流域で浸水
36(1961) 6月	梅雨前線豪雨 中川流域浸水
41(1966) 6月	台風第4号 中川流域浸水
47(1972) 9月	台風第20号
56(1981) 10月	台風第24号 江戸川・中川沿い大雨
57(1982) 9月	台風第18号 利根川増水
61(1986) 8月	台風第10号
平成 3(1991)年 9月	台風第18号 降水量226mm 家屋浸水547棟
4(1992) 10月	大雨 降水量123mm 家屋浸水122棟
5(1993) 8月	台風第11号 降水量200mm 家屋浸水735棟
8(1996) 9月	台風第17号 降水量211mm 家屋浸水346棟
12(2000) 7月	台風第3号 降水量185.5mm 家屋浸水135(床上8棟、床下127棟)
13(2001) 6月	集中豪雨 降水量133.5mm(最大時間降水量86.5mm/h) 家屋浸水178棟(床上52棟、床下127棟)
16(2004) 10月	台風第22号 降水量184.5mm 家屋浸水53棟(床上12棟、床下41棟)
16(2004) 10月	台風第23号 降水量165.5mm 家屋浸水38棟(床上2棟、床下36棟)
20(2008) 8月	大雨 降水量169.5mm 家屋浸水24棟(床上17棟、床下7棟)
25(2013) 10月	台風第26号 降水量227.0mm 家屋浸水169棟(床上72棟、床下97棟)
<u>27(2015) 9月</u>	<u>台風第18号 降水量325.0mm 家屋浸水8棟(床上4棟、床下4棟)</u>
<u>令和元年(2019) 9月</u>	<u>令和元年房総半島台風</u>
<u>10月</u>	<u>令和元年東日本台風</u>

資料)『三郷市史 8巻』(平成3年以降は「環境安全部危機管理防災課」による。)

2.2 風害履歴

近年、台風・低気圧・竜巻等がもたらす強風による災害が増加傾向にある。令和2年7月25日に発生した竜巻では本市が被災した。この竜巻による人的被害はなかったものの、住家被害（主に屋根瓦の飛散、雨どい、窓ガラスの破損などの一部損壊）が68件、住家以外の被害（主に物置、倉庫、カーポートなどの一部損壊）が40件、農業被害（ビニールハウス等）が10件（22棟）にのぼった。また、ライフライン被害（停電約710軒）も発生した。公共施設では、三郷市陸上競技場（観客席屋根やサッカーゴールの破損など）や小中学校（正門横転、防球フェンス破損など）が被害を受けた。

令和2年7月25日に発生した竜巻の概要を以下に表示する。

1 概要

7月25日18時30分頃、埼玉県三郷市上口（かみぐち）から小谷堀（こやぼり）で突風が発生し、住家の屋根のトタンのめくれなどの被害があった。

このため7月26日及び27日に熊谷地方気象台は、突風をもたらした現象を明らかにするため職員を気象庁機動調査班（JMA-MOT）として派遣し、現地調査を実施した。

調査結果は以下のとおりである。

2 突風に関する分析結果

（1）突風が発生した日時

この突風は、7月25日18時30分頃に発生した。

（2）突風をもたらした現象の種類

この突風をもたらした現象は、竜巻と認められる。

（根拠）

- ・突風発生時に活発な積乱雲が付近を通過中であった。
- ・突風発生時に漏斗雲または移動する渦を撮影した画像が得られた。
- ・確度が高い、漏斗雲または移動する渦の目撃証言が得られた。
- ・被害や痕跡は帯状に分布していた。
- ・被害や痕跡から推定した風向は不規則であり、様々な方向がみられた。
- ・突風はごく短時間（1分程度）であったという証言が複数得られた。
- ・竜巻に特徴的なゴーという音が移動したという証言が複数得られた。
- ・体が浮き上がる感じがしたという証言が複数得られた。

（3）突風の強さの評定

この突風の強さは、風速約40m/sと推定され、日本版改良藤田スケールでJEF1に該当する。

（根拠）

- ・住家の屋根のトタンのめくれ
《根拠に用いた被害指標（DI）及び被害度（DOD）》
 - ・DI：木造の住宅又は店舗
 - DOD：比較的狭い範囲での屋根ふき材の浮き上がり又ははく離（代表値）

（4）被害の範囲

被害の範囲の長さは約5.3km、幅は約180mであった。

出典）熊谷地方気象台「現地災害調査報告 令和2年7月25日に埼玉県三郷市で発生した突風について」（令和3年1月14日）

第4節 被害想定

第1 地震の被害想定

地震被害想定とは、地震が発生したときの地盤の揺れの大きさや、人的被害及び建物被害などの程度を推計するもので、震災に対する防災計画を作成する際に、地震が起きたときにどの程度の被害が発生するかを推定することにより、その被害の程度に応じた効果的な防災対策を立てることができる。

なお、震災対策の方針を策定するに ~~あ~~当たっては、市において起こり得る最も大きな地震被害を想定した上で、今後市が備えるべき具体的な震災対策の目標を設定するものとする。

1.1 想定する地震

県は、これまでに地震被害想定調査を4回実施している。平成24年度から平成25年度にかけて実施した5回目の地震被害想定調査は、東日本大震災の経験及び社会状況の変化を踏まえ、首都直下地震に備えた新たな被害を想定し、「埼玉県地震被害想定調査報告書(平成26年3月)」としてとりまとめた。

~~今回調査報告書では~~、県の新たな地震被害想定的前提として、海溝型地震が3、活断層型地震が2、計5つの地震を想定している。このうち、首都圏に甚大な被害をもたらすとされる海溝型地震「元禄型関東地震（関東大震災）」が新たに追加された。

■ 想定地震の概要

海溝型地震	再検証	東京湾北部地震 [M7.3]	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映
	再検証	茨城県南部地震 [M7.3]	※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率:70%
	新規	元禄型関東地震 [M8.2] [相模湾～房総沖]	首都圏に大きな被害をもたらしたとされる元禄地震（関東大震災）を想定 ※今後30年以内の地震発生確率:ほぼ0%
活断層型地震	変更	関東平野北西縁断層帯地震 [M8.1]	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率:0.008%以下
	再検証	立川断層帯地震 [M7.4]	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率:2%以下

※:地震調査研究推進本部による長期評価を参照

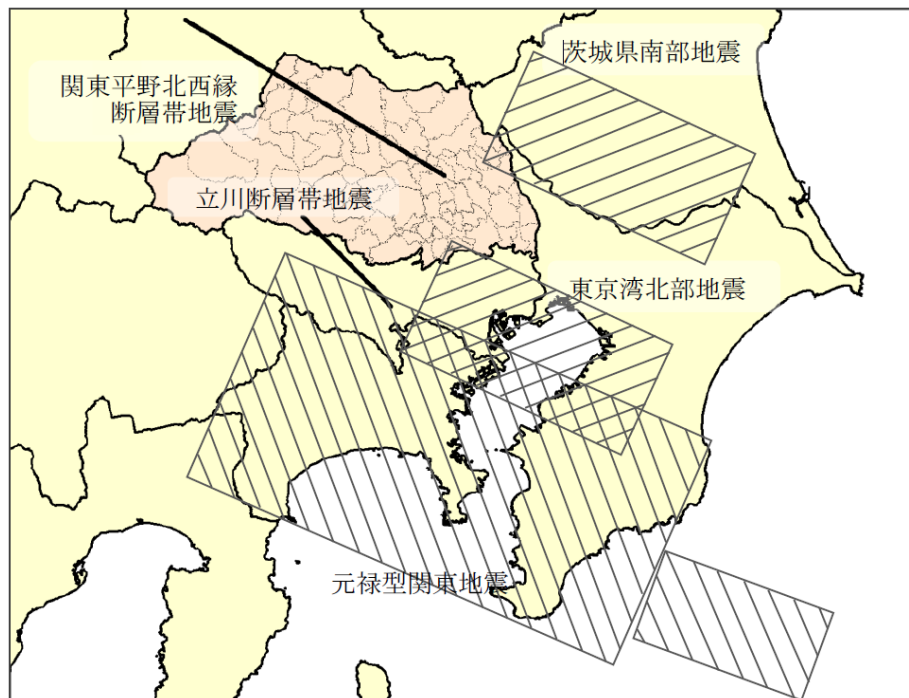
《第1編 総則》 第4章 三郷市の防災環境
 U 第4節 被害想定
 第1 地震の被害想定

地震の タイプ	想定地震	マグニ チュード	説 明
海溝型	東京湾北部地震	7. 3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後 30 年以内に南関東地域でM7 級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7. 3	
	元禄型関東地震	8. 2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾～房総沖) ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ 0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8. 1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ 0%～0.008%
	立川断層帯地震	7. 4	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後 30 年以内の地震発生確率：0.5%～2%

※：地震調査研究推進本部による長期評価を参照

出典)「埼玉県~~地震被害想定調査報告書~~地域防災計画」(~~平成 26~~令和 3 年 3 月)

■想定地震の断層位置図



出典)「埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成 26 年 3 月)

■被害想定 of 予測条件

項目	条件	内容
季節・時刻 3 ケース	冬 5 時	大多数の人が在宅し、住宅による死傷者が最も多くなるケース
	夏 12 時	大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
	冬 18 時	火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース
風速 2 ケース	3 m/s	平均的な風速のケース
	8 m/s	強風のケース

出典)「埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成 26 年 3 月)

■被害予測項目

大項目	小項目	予測単位	予測内容
揺れ・地盤災害	地震動	250mメッシュ	地震波形→計測震度、地表最大加速度、地表最大速度等
	液状化	250mメッシュ	PL値による液状化可能性
	急傾斜地崩壊	個別	急傾斜地崩壊危険度
建物等被害	揺れ・液状化	250mメッシュ	揺れ・液状化による全壊棟数・半壊棟数
	急傾斜地崩壊	個別	急傾斜地崩壊による全壊棟数・半壊棟数
	ブロック塀等	市区町村	ブロック塀転倒、自動販売機転倒の被害箇所数、屋外落下物の発生建物棟数
火災被害	出火	市区町村	出火件数
	延焼	250mメッシュ・市区町村	焼失棟数
人的被害	建物倒壊	市区町村	建物倒壊による死傷者数
	急傾斜地崩壊	市区町村	急傾斜地崩壊による建物被害の死傷者数
	火災被害	市区町村	出火・延焼による死傷者数
	ブロック塀等	市区町村	ブロック塀転倒、自動販売機転倒、屋外落下物による死傷者数
	屋内収容物の移動・転倒	市区町村	家具類転倒による死傷者数
	要救助者数	市区町村	揺れによる建物被害に伴う要救助者数(自力脱出困難者数)
津波被害	津波河川遡上被害	10mメッシュ	荒川の津波河川遡上による遡上範囲、浸水域
交通被害	道路橋梁	個別	緊急輸送道路上の橋梁の被害箇所数
	細街路の道路閉塞	250mメッシュ	細街路上の道路閉塞数
	道路の渋滞	区間	緊急輸送道路上の交通支障
	鉄道	路線	震度6強以上の延長距離
ライフライン被害	電力	250mメッシュ・市区町村	電柱被害数、停電率
	通信	250mメッシュ・市区町村	電柱被害数、不通率、携帯電話不通ランク
	都市ガス	250mメッシュ・市区町村	供給停止件数、供給停止率
	上水道	250mメッシュ・市区町村	配水管の被害率、断水率
	下水道	250mメッシュ・市区町村	管渠の被害率、機能支障率
	復旧日数	市区町村	電力、通信、都市ガス、上下水道の復旧日数
生活支障	避難者	市区町村	建物倒壊、断水時生活困窮による避難者数
	帰宅困難者	市区町村	交通機関の停止等により県内に滞留する帰宅困難者数
	住機能支障	市区町村	短期的住機能支障、中期的住機能支障(応急仮設住宅等の需要量)
	飲食機能支障	市区町村	飲食備蓄の需要量
	衛生機能支障	市区町村	仮設トイレの需要量、し尿発生量
	災害時要援護者	市区町村	避難所避難者数の内数としての災害時要援護者数
	エレベータ停止	市区町村	地震時に閉じこめが発生する可能性のあるエレベータ台数
	中高層階住宅支障	市区町村	6階以上の住宅におけるエレベータ停止による支障の可能性のある世帯数
その他	危険物施設	全県	震度、液状化可能性ランク別施設数
	河川	全県	台風、集中豪雨の同時発生時の浸水による被害の定性的様相
	火山噴火降灰	全県	火山噴火時の被害の定性的様相
	大規模停電	全県	火力発電所被災による大規模停電被害の定性的様相
	長周期地震動	全県	長周期地震動による被害の定性的様相
	大規模盛土造成地	全県	大規模盛土造成地の被害の定性的様相
	防災公共施設	全県	防災公共施設の被害時の定性的様相
	震災廃棄物	市区町村	建物の全半壊・焼失によって発生する瓦礫の量
	直接被害額	市区町村	県内の建物、ライフライン、交通施設の構造物の被害額

出典)「埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成26年3月)

1.2 想定結果

1. 埼玉県の被害想定

各想定地震による埼玉県下の想定結果 ~~（「埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月）より）~~ を以下に示す。

■東京湾北部地震想定結果（埼玉県関連）

項目	想定結果
地震動	最大震度は6強である。 震度6強となる地域が南東部県境から 概おおむね 4kmの範囲に集中して分布している。震度6弱となる地域は、南東部県境から 概おおむね 10kmの範囲に集中して分布し、さらに 概おおむね 20kmの範囲に散在して分布する。 最大震度が6強となる市区町村は、南東部を中心に11市区存在し、震度6強の地域は、南東部県境付近に集中している。
液状化	県南東部の荒川低地及び中川低地に液状化可能性の高い地域が広く分布する。 全県で液状化可能性の高い面積率は2.9%、やや高い面積率は5.6%である。
建物被害	全壊建物被害は、主に県南東部に集中して発生する。 埼玉県全体で、揺れによる建物全壊数約8,100棟、液状化による建物全壊数約5,300棟、揺れと液状化を合わせて建物全壊数約13,400棟の被害が発生する。揺れと液状化による全壊建物被害が両方とも大きいのが特徴である。
火災被害	建物焼失は、主に草加市、川口市等の県南東部において多く発生する。 埼玉県全体で被害が最も多くなるケースは冬18時のケースで、出火件数が約80件、焼失棟数が風速3m/sの場合が約1,300棟、風速8m/sの場合が約1,600棟である。
人的被害	死者は、主に川口市、戸田市、草加市等の県南東部において多く発生する。 埼玉県全体で死者数が最も多くなるのは、冬5時のケースで、風速3m/sの場合が約590人、風速8m/sの場合も約590人である。 埼玉県全体で死者数は、揺れによる建物被害による死者がほとんどで、火災やその他要因による死者は少ない。
避難者	埼玉県全体で避難者数が最大となるのは冬18時・8m/sのケースで1 ～ 日後の全避難者が約73,000人、うち避難所避難者が約44,000人、避難所外避難者が約29,000人となる。 1週間後には全避難者が約108,000人、うち避難所避難者が約54,000人、避難所外避難者も約54,000人となり、1か月後には全避難者が約73,000人、うち避難所避難者が約22,000人、避難所外避難者が約51,000人となる。

出典）「埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月）

「埼玉県地域防災計画」（令和3年3月）

■茨城県南部地震想定結果（埼玉県関連）

項目	想定結果
地震動	<u>最大震度は6強である。</u> 県東部の中川低地において震度6強となる地域が散在し、震度6弱となる地域も県東部に集中して分布する。 <u>最大震度が6強となる市区町村は、東部を中心に5市町存在し、震度6強の地域は、中川低地沿いに散在している。</u>
液状化	中川低地の広い範囲に液状化可能性の高い地域が分布する。 <u>（中川低地の広い範囲に液状化可能性の高いか、やや高い地域が存在する。）</u> 液状化可能性の高い地域は主に県東部を中心に分布する。全県で液状化可能性の高い面積率は2.5%、やや高い面積率は8.8%である。
建物被害	全壊建物被害は、主に県東部の中川低地において多く発生する。 埼玉県全体で、揺れによる建物全壊数約1,900棟、液状化による建物全壊数約6,600棟、揺れと液状化を合わせて建物全壊数約8,500棟の被害が発生する。液状化による全壊建物被害が大きいのが特徴である。
火災被害	建物焼失は、主に春日部市、越谷市等の県東部において多く発生する。 埼玉県全体で被害が最も多くなるケースは冬18時のケースで、出火件数が約40件、焼失棟数が風速3m/sの場合が約1,300棟、風速8m/sの場合が約1,800棟である。
人的被害	死者は、主に越谷市、春日部市等の県東部において多く発生する。 埼玉県全体で死者数が最も多くなるのは、冬5時のケースで、風速3m/sの場合と、風速8m/sの場合で約140人である。 埼玉県全体で死者数は揺れによる建物被害による死者がほとんどで、火災やその他要因による死者は少ない。
避難者	埼玉県全体で避難者数が最大となるのは冬18時・8m/sのケースで1日後の全避難者が約46,000人、うち避難所避難者が約27,000人、避難所外避難者が約18,000人となる。 1週間後には全避難者が約83,000人、うち避難所避難者が約42,000人、避難所外避難者が約42,000人となり、1か月後には全避難者が約54,000人、うち避難所避難者が約16,000人、避難所外避難者が約37,000人となる。

出典）「埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月）

「埼玉県地域防災計画」（令和3年3月）

■立川断層帯（破壊開始点：南）による地震想定結果（埼玉県関連）

項目	想定結果
地震動	<u>最大震度は6強である。最大震度が6強となる市区町村は、南西部に5市（北パターン）、2市（南パターン）存在する。震度6強の地域は、南西部の断層近傍に存在する。南パターンでは、所沢市、入間市に震度6強となる地域が集中して分布し、その周囲10km程度の範囲に震度6弱となる地域が集中して分布する。</u>
液状化	荒川低地沿いの狭い範囲に液状化可能性のある地域が分布するが、全県で液状化可能性の高い地域、やや高い地域はいずれもごくわずかである（やや高い地域の最大は、破壊開始点北の場合で0.1%）
建物被害	全壊建物被害は、主として所沢市及び入間市を中心とした一部の範囲で発生する。埼玉県全体で、揺れによる建物全壊数約1,900棟、液状化による建物全壊数30棟、揺れと液状化とを合わせて建物全壊数約 1,900 <u>1,930</u> 棟の被害が発生する。揺れによる全壊建物被害が大きいのが特徴である。
火災被害	建物焼失は、主に所沢市、入間市等の県南西部において発生する。 埼玉県全体で被害が最も多くなるケースは冬18時のケースで、出火件数が約30件、焼失棟数が風速3m/sの場合が約1,400棟、風速8m/sの場合が約1,600棟である。
人的被害	死者は、主に所沢市、入間市等の県南西部の断層付近を中心に発生する。 埼玉県全体で死者数が最も多くなるのは、冬5時のケースで、風速3m/sの場合が約140人、風速8m/sの場合も約140人である。 埼玉県全体で死者数は揺れによる建物被害による死者がほとんどで、火災やその他要因による死者は少ない。
避難者	埼玉県全体で避難者数が最大となるのは冬18時・8m/sのケースで1日後の全避難者が約18,000人、うち避難所避難者が約11,000人、避難所外避難者が約7000人となる。

	1週間後には全避難者が約22,000人、うち避難所避難者が約11,000人、避難所外避難者が約11,000人となり、1か月後には全避難者が約18,000人、うち避難所避難者が約5,000人、避難所外避難者が約13,000人となる。
--	---

出典)「埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成26年3月)

「埼玉県地域防災計画」(令和3年3月)

■元禄型関東地震想定結果(埼玉県関連)

項目	想定結果
地震動	<u>最大震度は6弱である。</u> 川口市、草加市、八潮市の一部の地域に震度6弱となる地域が集中して分布する。 <u>最大震度が6弱となる市区町村は、南東部を中心に20市区町存在する。</u>
液状化	県南東部の荒川低地及び中川低地に液状化可能性が高いか、やや高い地域が点在して分布する。全県で液状化可能性の高い面積率は0.1%、やや高い面積率は2.5%である。
建物被害	全壊建物被害は、主に川口市を中心とした一部の範囲で発生する。 埼玉県全体で、揺れによる建物全壊数約500棟、液状化による建物全壊数約1,600棟、揺れと液状化を合わせて建物全壊数約2,100棟の被害が発生する。液状化による全壊建物被害が大きいのが特徴である。
火災被害	建物焼失は、主にさいたま市、所沢市、春日部市等の県南東部において発生する。 埼玉県全体で被害が最も多くなるケースは冬18時のケースで、出火件数が約20件、焼失棟数が風速3m/sの場合が約600棟、風速8m/sの場合が約700棟である。
人的被害	死者は、主に川口市等の県南東部において発生する。 埼玉県全体で死者数が最も多くなるのは、冬5時のケースで、風速3m/sの場合が約30人、風速8m/sの場合も約30人である。 埼玉県全体で死者数は揺れによる建物被害による死者がほとんどで、火災やその他要因による死者は少ない。
避難者	埼玉県全体で避難者数が最大となるのは冬18時・8m/sのケースで1日後の全避難者が約13,000人、うち避難所避難者が約8000人、避難所外避難者が約5000人となる。 1週間後には全避難者が約13,000人、うち避難所避難者が約7,000人、避難所外避難者が約7,000人となり、1か月後には全避難者が約13,000人、うち避難所避難者が約4000人、避難所外避難者が約9000人となる。

出典)「埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成26年3月)

「埼玉県地域防災計画」(令和3年3月)

■関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）想定結果（埼玉県関連）

項目	想定結果
地震動	最大震度は7である。最大震度が7となる市区町村は、中部から北部を中心に18市区町（北、南パターン）、17市区町（中央パターン）存在する。また、最大震度が6強以上となる市区町村は、45市区町村（全パターン）存在する。中部から北部の断層近傍では、震度6強以上の地域が広い範囲に渡って存在する。北パターンでは、吉見町・川島町を中心とした地域及び本庄市、美里町を中心とした地域で震度7が分布し、断層周辺に震度6強が分布する。県内広域で震度6弱となる地域が分布する。
液状化	県中央部の低地と、山地・丘陵の断層沿いに液状化可能性の高い地域が広く分布する。全県で液状化可能性の高い面積率は2.8%（最大となるのは破壊開始点中央の場合で2.9%） は 、やや高い面積率は5.9%である。
建物被害	全壊建物被害は、県北西部～中央部の断層を中心とした広い範囲で発生する。埼玉県全体で、揺れによる建物全壊数約53,000棟、液状化による建物全壊数約2,100棟（最大となるのは破壊開始点南の場合で約2,300棟）、揺れと液状化を合わせて建物全壊数約55,100棟の被害が発生する。揺れによる全壊建物被害が大きいのが特徴である。
火災被害	建物焼失は、県中央部を中心とする広い範囲で発生し、中でも北本市、鴻巣市、さいたま市、東松山市において多く発生する。 埼玉県全体で被害が最も多くなるケースは冬18時のケースで、出火件数が約260件、焼失棟数が風速3m/sの場合が約10,100棟（最大となるのは破壊開始点南の場合で約11,000棟）、風速8m/sの場合が約11,700棟（最大となるのは破壊開始点南の場合で約12,400棟）である。
人的被害	死者は、主に鴻巣市、本庄市、深谷市、北本市等の県中央～北部断層付近を中心に多く発生する。 埼玉県全体で死者数が最も多くなるのは、冬5時のケースで、風速3m/sの場合が約3,500人、風速8m/sの場合 は ともに約3,600人である。 埼玉県全体で死者数は揺れによる建物被害による死者の割合が多い。 なお、火災による死者は冬18時のケースが最も多く風速3m/sの場合が約150人（最大となるのは破壊開始点南の場合で約200人）、風速8m/sの場合が約170人（最大となるのは破壊開始点南の場合で約230人）である。
避難者	埼玉県全体で避難者数が最大となるのは冬18時・8m/sのケースで1日後の全避難者が約197,000人、うち避難所避難者が約118,000人、避難所外避難者が約79,000人となる。 1週間後には全避難者が約290,000人、うち避難所避難者が約145,000人、避難所外避難者が約145,000人となり、1か月後には全避難者が約411,000人、うち避難所避難者が約123,000人、避難所外避難者が約288,000人となる。断水の復旧（供給能力としての復旧）におよそ2か月半を要するため、1か月後における断水による避難者数の割合が多い。

出典）「埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月）

「埼玉県地域防災計画」（令和3年3月）

2. 三郷市の被害想定

県が想定した5地震の中で、市に最も大きな被害をもたらすと考えられ、さらに、今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率が70%と非常に高い上、発生すると首都圏全体へも甚大な被害をもたらすことが予測される「東京湾北部地震(M7.3)」が発生した場合を前提に、震災対策を計画する。

■想定結果（市関連）

項 目			想定地震	東京湾北部 地震	茨城県南部 地震	立川断層帯 による地震 (破壊開始点：北)	元禄型 関東地震	関東平野北西縁 断層帯地震 (破壊開始点：中央)
マグニチュード (M)				7.3	7.3	7.4	8.2	8.1
市の最大震度				6 強	6 弱	5 弱	6 弱	5 強
建物被害 (棟)	全壊数			1, 189	468	0	138	0
	半壊数			3, 331	1, 157	0	498	1
	焼失数	冬18時, 8 m/s		76	12	0	7	2
人的被害 (人)	死者数	夏12時, 8 m/s	22	1	0	0	0	
		冬 5 時, 8 m/s	42	1	0	1	0	
		冬18時, 8 m/s	29	1	0	1	0	
	負傷者数	夏12時, 8 m/s	209	39	0	26	0	
		冬 5 時, 8 m/s	402	59	0	42	0	
		冬18時, 8 m/s	256	44	0	29	1	
1 日後避難者数 (人)		冬18時, 8 m/s	7, 541	2, 798	3	931	9	
帰宅困難者数 (人) ※		夏12時, 休日	19, 748	17, 945	4, 626	19, 741 19, 748	18, 630	
ライフライン	上水道 (断水人口)			18, 181	58, 410	0	3, 589	1

※帰宅困難者数は、内閣府の帰宅困難率（内閣府（2013））を使って算出された値
出典）「埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月）

「東京湾北部地震」が発生した場合、市における最大震度は6強と予想されており、それに伴う被害程度は以下のとおりである。

建築物被害は、全壊数が1,189棟、半壊数が3,331棟、焼失数が76件（冬の夕18時）と予想されている。

人的被害については、冬5時（風速8m/s）における死者数が42人と最も多く、負傷者数も同様の条件の時が402人と最も多い。避難者数が最も多くなるのは1週間後で8,678人（冬の夕18時）、帰宅困難者数は19,748人（夏の休日 ~~12時~~）と予想されている。

ライフライン被害では、上水道の断水が7,074世帯18,181人（1日後）となっている。
東京湾北部地震による震災被害想定結果（抜粋）を次に示す。

■東京湾北部地震の想定・気象条件等及び震災被害想定結果（抜粋）

想定地震と気象条件等	地震の種類		東京湾北部地震			
	震 源 域		東京湾北部			
	地震の規模		M7.3（震源の深さ 20km～35km）※			
	市の最大震度		震度 6 強			
	人 口 （平成 22 年国勢調査）		朝（5 時）人口 131,415 人 昼（12 時）人口 112,541 人 夕（18 時）人口 120,091 人 夜間人口 131,415 人			
	市の建物		木造 24,212 棟、非木造 5,378 棟			
	時期及び時刻		冬の朝 5 時	夏の昼 12 時	冬の夕 18 時	
	風 速		8 m/秒			
	人的被害	死者		42 人	22 人	29 人
要因別死者数		建物倒壊	41 人	21 人	28 人	
		屋内転倒	4 人	2 人	2 人	
		急傾斜地	0 人	0 人	0 人	
		地震火災	0 人	0 人	0 人	
		その他	0 人	0 人	0 人	
		合計	42 人	22 人	29 人	
負傷者		402 人	209 人	256 人		
うち重傷者		45 人	24 人	29 人		
軽傷者		—	—	—		
要救助者数		木造	197 人	67 人	118 人	
		非木造	34 人	53 人	40 人	
		合 計	231 人	119 人	158 人	
建物被害	揺れ	全壊棟数（全壊率）	533 棟（1.87%）			
		半壊棟数（半壊率）	2,231 棟（7.54%）			
	液状化	全壊棟数（全壊率）	636 棟（2.15%）			
		半壊棟数（半壊率）	1,100 棟（3.72%）			
	揺れ+液状化	全壊棟数（全壊率）	1,189 棟（4.02%）			
		半壊棟数（半壊率）	3,331 棟（11.26%）			
火災被害	出火件数（件）	火気器具・伝熱器具	建物圧壊以外	0.2 件	0.9 件	3.4 件
			建物圧壊	0.1 件	0.1 件	0.1 件
		電気機器・配線		0.3 件	0.3 件	0.3 件
		化学薬品		0.1 件	0.1 件	0.1 件
		ガス漏洩		0.0 件	0.0 件	0.0 件
		危険物施設		0.0 件	0.0 件	0.0 件
		合 計		0.7 件	1.4 件	3.9 件
	消火率		0.75%			
	焼失棟数		12 件	24 件	76 件	
	焼失率		0.03%	0.07%	0.21%	

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※震源の深さは、県地震被害想定調査報告書 P4-8 図 4.2-4 東京湾北部地震断層深さ分布図の色分けより推定して記載

項目			冬の朝 5 時	夏の昼 12 時	冬の夕 18 時
液状化	ランク別面積率	極めて低い	1.9%		
		低い	4.6%		
		やや高い	22.4%		
		高い	71.1%		
電気	停電区	直後、火災なし	58.15%		
		1 日後	8.87%	8.90%	9.03%
通信	不通回線数		152 回線	160 回線	193 回線
	携帯電話不通率		0.3%	0.3%	0.4%
ガス	供給停止率		100.0%		
	全県復旧日		55 日		
上水道	断水率（1 日後）		13.8%		
	断水人口		18,181 人		
	上水道 全県復旧 <u>且標</u> 日数		30 日		
下水道	被害率		36.1%		
	被害人口		33,779 人		
	全県復旧日数		30 日		
避難者数（人）	1 日後	避難者数	7,260 人	7,313 人	7,541 人
		うち 避難所避難者	4,356 人	4,388 人	4,524 人
		うち 避難所外避難者	2,904 人	2,925 人	3,016 人
	1 週間後	避難者数	8,400 人	8,452 人	8,678 人
		うち 避難所避難者	4,200 人	4,226 人	4,339 人
		うち 避難所外避難者	4,200 人	4,226 人	4,339 人
	1 か月後	避難者数	7,260 人	7,313 人	7,541 人
		うち 避難所避難者	2,178 人	2,194 人	2,262 人
		うち 避難所外避難者	5,082 人	5,119 人	5,279 人
	1週間後避難所のうち要配慮者数		—	—	728 人
帰宅困難	帰宅困難者数(平日 <u>12 時</u>)		16,751 人		
	帰宅困難者数(休日 <u>12 時</u>)		19,748 人		
エレベータ停止	エレベータ台数(<u>乗用・寝台</u>)		477 台		
	エレベータ停止率(直後)		17.8%		
	エレベータ停止率(1 日後)		7.4%		

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※帰宅困難者数は、内閣府の帰宅困難率(内閣府(2013))を使って算出された値

出典)「埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成 26 年 3 月)

第2 水害の想定

風水害対策の方針を策定するため、これまでの市に係る浸水被害履歴、関係河川の氾濫シミュレーションの結果を勘案し、風水害を想定して、今後市が備えるべき具体的な対策の目標を設定する。

なお、想定に~~あ~~当~~た~~っては、市においてこれまでに起こった風水害に関する災害履歴を整理し、更に関係機関が実施した市に影響を及ぼす河川に関する浸水想定区域を参考に、市に起こり得る最大規模の風水害とした。

2.1 浸水想定河川

洪水害には溢水や堤防の決壊による外水氾濫と、堤内地の排水不良から起こる内水氾濫とがある。

このうち、大きな被害が生じるのは大河川の外水氾濫であるが、市の立地する埼玉県東部は、平均標高の低い沖積低地が広く分布しており、利根川、江戸川、中川及び荒川が氾濫した場合には、市への大きな影響が懸念される。

なお、国土交通省によりこれらの河川の改修が進められており、近年はこれら大河川の氾濫は起きていない。

洪水予報河川~~及び~~、水位~~情報~~周知河川~~及び洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準~~[※]に該当する中小河川については、水防法第14条に基づき、~~河川整備の基本となる降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域を~~想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、~~その区域及び~~浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を表示した図面（洪水浸水想定区域図（想定最大規模降雨））~~及び計画規模の降雨（河川整備において基本となる降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面（洪水浸水想定区域図（計画規模降雨））~~が作成・公表され~~るとともに~~、関係市町村長へ通知されることとなっている。（洪水浸水想定区域図（計画規模降雨）は、洪水予報河川及び水位周知河川に限る。）また、家屋等の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食の発生することが想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）も併せて作成・公表されている。各図面の内容と目的は、以下のとおりである。

※国土交通省令で定める基準については、「当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができること」とされた。（水防法施行規則第1条の2）

■図面の種類と内容及び目的

図面種類	内容及び目的
1. 洪水浸水想定区域 （想定最大規模降雨） （計画規模降雨）	〔内容〕 浸水が想定される区域及び水深 〔目的〕 県民の主体的避難や市町防災計画の策定等支援
2. 浸水継続時間	〔内容〕 浸水深0.5m以上が継続する時間 〔目的〕 避難方法（垂直 or 水平）の選択等

3. 家屋倒壊等氾濫想定区域	〔内容〕 氾濫流又は河岸侵食により家屋等の流出・倒壊のおそれがある範囲 〔目的〕 水平避難の必要性の判断等
----------------	---

出典) 埼玉県HP

現在、指定・公表されている浸水想定区域のうち、市に関係する河川は次のとおりである。

なお、市に洪水被害を及ぼすと考えられる4河川の浸水想定区域によると、~~いずれの河川~~利根川、江戸川、中川が氾濫した場合 ~~でも~~には、市はほぼ全域にわたり浸水すると想定され、荒川が氾濫した場合には、三郷放水路の北側の多くの地域が浸水すると想定されている。

■市に関係する4河川の浸水想定について

指定河川名	浸水想定区域図名	作成者主体	作成 指定・公表年月日	告示番号	指定の前提となる計画降雨
利根川	利根川水系利根川・ 広瀬川 早川・小山川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) (浸水継続時間) (計画規模)	国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 利根川下流河川事務所	平成 18 29 年 7 月 6 20 日	国土交通省 関東地方整備局 告示第 338 213 号	利根川流域、 八斗島上流域 3日-72時間 総雨量 想定最大規模・浸水 継続時間: 318 491mm 計画規模: 336mm
江戸川	利根川水系江戸川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) (浸水継続時間) (計画規模) (家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))	国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所	平成 17 29 年 9 7 月 28 20 日	国土交通省 関東地方整備局 告示第 463 217 号	利根川流域、 八斗島上流域 3日-72時間 総雨量 想定最大規模・浸水 継続時間・家屋倒壊等 氾濫想定区域(河岸侵食): 318 491mm 計画規模: 336mm
中川	利根川水系中川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) (浸水継続時間) (計画規模) (家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食))	国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所	平成 29 年 7 月 20 日	国土交通省 関東地方整備局 告示第 217 号	中川・綾瀬川流域 48 時間総雨量 想定最大規模・浸水 継続時間・家屋倒壊等 氾濫想定区域(河岸侵食): 596mm 計画規模: 355mm
	利根川水系中川 →綾瀬川 浸水想定区域図		平成 18 年 2 月 15 日	国土交通省 関東地方整備局 告示第 41 号	中川・綾瀬川流域 48 時間総雨量 355 mm
	利根川水系中川・ 綾瀬川 荒川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) (浸水継続時間)	埼玉県 県土整備部 河川砂防課	平成 19 令和 2 年 3 5 月 27 26 日	埼玉県 告示第 505 538 号	中川流域 48 時間総雨量 355 596mm
	利根川水系中川流域 洪水浸水想定区域図・水害 リスク情報図 (想定最大規模) (浸水継続時間) (計画規模) (家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食))		令和 2 年 5 月 26 日	二	中川流域 48 時間総雨量 想定最大規模・浸水 継続時間・家屋倒壊等 氾濫想定区域(河岸侵食): 596mm 計画規模: 355mm
荒川	荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) (浸水継続時間) (計画規模)	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所・ 荒川下流河川事務所	平成 17 28 年 7 5 月 28 30 日	国土交通省 関東地方整備局 告示第 359 215 号	荒川流域 3日-72時間 総雨量 想定最大規模・浸水 継続時間: 548 632mm 計画規模: 516mm

資料) 国土交通省関東地方整備局 ~~荒川上流河川事務所~~・利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所、江戸川河川事務所、荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所、埼玉県県土整備部河川砂防課

注) 県が指定する中川は、水防法第13条第2項による指定水位周知河川
家屋倒壊等氾濫想定区域については、告示番号なし

2.2 浸水想定結果

市に洪水被害を及ぼすと考えられる4河川の浸水想定区域図は、三郷市水害 洪水ハザードマップ（平成2531年3月作成）に示すとおりである。

いずれの河川 利根川、江戸川、中川が氾濫した場合 でもには、市はほぼ全域にわたり浸水すると想定 され、荒川が氾濫した場合には、三郷放水路の北側の多くの地域が浸水すると想定され もている。

《参考》

◆浸水想定区域

浸水想定区域とは、洪水などにより河川の堤防が決壊した場合に浸水が予想される区域のことで、河川管理者が指定す河川管理者が水防法の規定により公表している浸水想定区域図を基に、想定し得る最大規模の降雨によって引き起こされる河川の氾濫により浸水が想定される区域と浸水深を示すものである。

また浸水想定区域図は、その浸水想定区域と区域内の浸水深を示した図面である。事前に浸水想定区域・浸水深を把握しておくことで、少しでも被害を少なくするために指定・公表するものである。

第3 水害危険区域

各河川の 想定最大規模降雨による洪水 浸水想定区域図を参考に、市の浸水状況を河川ごとと浸水深ごとに以下に整理した。

浸水する範囲では、中川 荒川を除く利根川、江戸川及び 荒川 中川のいずれの河川が氾濫した場合でも、市域全域に及ぶと想定 する。され、浸水面積は利根川及び江戸川で約26km²、中川で約23km²、荒川で約11km²となっている。

浸水深については、影響の大きな 20.5m以上の浸水深でみると、利根川、江戸川の場合が最も広く市内全域にわたっている。江戸川 中川の場合も利根川、江戸川ほどではないが市内の全域にわたっている。荒川の場合は、利根川や江戸川 ほかの河川に比べると限られた範囲となっている。

■浸水深の目安

浸水深	目安
<u>0～0.5m 未満</u>	<u>大人のひざまでつかる程度 1階の床までつかる程度</u>
<u>0.5～1.03.0m 未満</u>	<u>大人の胸までつかる程度 1階の床から1階の天井までつかる程度</u>
<u>3.0～5.0m 未満</u>	<u>1階の天井から2階の天井近くまでつかる程度</u>
<u>2.05.0m 以上</u>	<u>1階の軒下 2階の天井以上までつかる程度</u>

■利根川氾濫による浸水状況

字内で最も深い浸水深	浸水状況
非浸水区域	なし○新三郷ららシティ
0 0.5m 未満	なし ○田中新田 ○番匠免3丁目、彦沢3丁目、彦江3丁目の地域
0.5 1.0m	
1.0 0.5～ 2.0 3.0m 未満	水深2.0～5.0mの範囲と同様に広い範囲に渡っている。 鎌倉、高州4丁目、早稲田7丁目、丹後、田中新田
2.0 3.0～5.0m 未満	水深1.0～2.0mの範囲と同様に広い範囲に渡っている。 ○彦糸2丁目、彦音2丁目、彦成2丁目、上彦名の地域 ○武蔵野線と常磐自動車道に挟まれた半田及び後谷の地域 ○大広戸、笹塚の地域 ○中川と東京外環自動車道及び三郷放水路に挟まれた地域 ○新和2丁目、4丁目、鷹野1丁目～5丁目、東町の地域 さつき平2丁目、ピアラシティ1丁目～2丁目、栄1丁目～5丁目、横堀、下彦川戸、岩野木、寄巻、戸ヶ崎、戸ヶ崎1丁目、戸ヶ崎3丁目～5丁目、高州1丁目～3丁目、采女1丁目、采女新田、笹塚、三郷1丁目～3丁目、市助、上口、上口1丁目、上彦川戸、上彦名、新和1丁目～5丁目、泉1丁目～2丁目、前間、早稲田1丁目～6丁目、早稲田8丁目、鷹野1丁目～5丁目、谷口、谷中、中央1丁目、天神2丁目、東町、番匠免、番匠免1丁目、番匠免3丁目、彦音1丁目～3丁目、彦江1丁目、彦糸1丁目～3丁目、彦成1丁目～4丁目、彦川戸1丁目～2丁目、彦倉、彦倉1丁目～2丁目、彦沢、彦沢1丁目～2丁目、彦野
5.0m 以上	なし インター南1丁目、インター南2丁目、さつき平1丁目、花和田、駒形、戸ヶ崎2丁目、後谷、幸房、小谷堀、上口2丁目～3丁目、新三郷ららシティ1丁目～3丁目、仁蔵、泉3丁目、大広戸、中央2丁目～5丁目、天神1丁目、南蓮沼、半田、番匠免2丁目、彦江3丁目、彦成、彦成5丁目、彦沢3丁目、彦野2丁目

■江戸川氾濫による浸水状況

字内で最も深い浸水深	浸水状況
非浸水区域	なし○新三郷ららシティ
0 0.5m 未満	なし○田中新田 ○番匠免3丁目、彦沢3丁目、彦江3丁目の地域
0.5 1.0m	○彦成3のみさと団地の地域 ○早稲田1丁目、2丁目、3丁目、7丁目 ○番匠免3丁目の中川下水処理センターの地域 ○みさと公園、高州4丁目の地域
1.0 0.5～ 2.0 3.0m 未満	ピアラシティ1丁目、栄3丁目、鎌倉、戸ヶ崎1丁目、戸ヶ崎4丁目、泉1丁目、天神2丁目
2.0 3.0～5.0m 未満	さつき平1丁目～2丁目、ピアラシティ2丁目、栄1丁目～2丁目、栄4丁目～5丁目、下彦川戸、寄巻、戸ヶ崎、戸ヶ崎2丁目～3丁目、戸ヶ崎5丁目、高州2丁目、高州3丁目、采女1丁目、采女新田、笹塚、三郷2丁目、三郷3丁目、上口、上口1丁目、上彦川戸、上彦名、新和1丁目、新和3丁目、新和5丁目、泉2丁目、早稲田2丁目、早稲田5丁目～6丁目、早稲田8丁目、鷹野2丁目～5丁目、谷口、谷中、丹後、中央1丁目、番匠免、番匠免1丁目、番匠免3丁目、彦音1丁目～3丁目、彦江1丁目、彦糸1丁目～3丁目、彦成、彦成1丁目～4丁目、彦川戸1丁目～2丁目、彦倉、彦倉1丁目～2丁目、彦沢、彦沢1丁目～2丁目、彦野、彦野1丁目 ○半田の一部地域 ○笹塚、大広戸の地域 ○上口1丁目、2丁目の地域

	○谷口の市立図書館周辺の地域 ○新和2丁目～5丁目、鷹野1丁目～5丁目、東町、高州1丁目 ○新和1丁目、2丁目の大場川沿いの地域
5.0m 以上	なし インター南1丁目～2丁目、横堀、花和田、岩野木、駒形、後谷、幸房、高州1丁目、高州4丁目、三郷1丁目、市助、小谷堀、上口2丁目～3丁目、新三郷ららしティ1丁目～3丁目、新和2丁目、新和4丁目、仁蔵、泉3丁目、前間、早稲田1丁目、早稲田3丁目～4丁目、早稲田7丁目、大広戸、鷹野1丁目、中央2丁目～5丁目、天神1丁目、田中新田、東町、南蓮沼、半田、番匠免2丁目、彦江3丁目、彦成5丁目、彦沢3丁目、彦野2丁目、茂田井

■中川氾濫による浸水状況

字内で最も深い浸水深	浸水状況
非浸水区域	○三郷 I.C. 北側の泉天神2丁目、彦野2丁目、彦倉2丁目、上口3丁目の地域 ○三郷 I.C. 東側の番匠免3丁目、彦沢3丁目、彦江3丁目の地域 ○小谷堀、田中新田、早稲田1丁目、3丁目、7丁目の江戸川沿いの地域 ○新三郷ららシティ 高州4丁目、丹後、田中新田
0～0.5m 未満	市内全域にわたっており、2番目に範囲が広い鎌倉
0.5～ 1.0 3.0m 未満	市内全域にわたっており、最も範囲が広い インター南1丁目～2丁目、さつき平1丁目～2丁目、ピアラシティ1丁目～2丁目、栄1丁目～5丁目、横堀、下彦川戸、花和田、岩野木、寄巻、駒形、戸ヶ崎、戸ヶ崎1丁目～5丁目、後谷、幸房、高州1丁目～3丁目、采女1丁目、采女新田、笹塚、三郷1丁目～3丁目、市助、小谷堀、上口、上口1丁目～3丁目、上彦川戸、上彦名、新三郷ららシティ2丁目、新和1丁目～5丁目、泉1丁目～3丁目、前間、早稲田2丁目～8丁目、鷹野1丁目～5丁目、谷口、谷中、中央1丁目～5丁目、天神1丁目～2丁目、東町、番匠免、番匠免1丁目～3丁目、彦音1丁目～3丁目、彦江1丁目、彦江3丁目、彦糸1丁目～3丁目、彦成、彦成1丁目～4丁目、彦川戸1丁目～2丁目、彦倉、彦倉1丁目～2丁目、彦沢、彦沢1丁目～3丁目、彦野、彦野1丁目～2丁目
1.0～2.0m	○武蔵野線と常磐自動車道に挟まれた半田及び後谷の地域 ○常磐自動車道に沿った上彦名、駒形、南蓮沼、大広戸、笹塚、上口の地域 ○彦糸2丁目、彦音2丁目、彦成2丁目、彦川戸2丁目の地域 ○谷口の市立図書館周辺の地域 ○新和4丁目の大場川周辺の地域 ○鷹野1丁目、鷹野4丁目の地域
2.0 3.0～5.0m 未満	なし 早稲田1丁目、南蓮沼、半田、茂田井
5.0m 以上	なし 新三郷ららシティ1丁目、新三郷ららシティ3丁目、仁蔵、大広戸、彦成5丁目

■荒川氾濫による浸水状況

字内で最も深い浸水深	浸水状況
非浸水区域	○田中新田、早稲田1丁目、3丁目、7丁目の江戸川沿いの一部地域 ○市助の一部地域 ○新三郷ららシティ ○三郷1丁目～3丁目、茂田井、彦成3丁目～4丁目、さつき平1丁目～2丁目、駒形、南蓮沼 横堀、鎌倉、寄巻、戸ヶ崎1丁目～5丁目、後谷、高州4丁目、小谷堀、前間、早稲田1丁目～8丁目、鷹野1丁目、鷹野3丁目～4丁目、丹後、田中新田、東町、彦成、彦成5丁目
0～0.5m 未満	○田中新田の一部地域 ○市助の地域 ○鷹野1丁目、東町の江戸川沿いの地域 戸ヶ崎、高州2丁目、采女新田、鷹野2丁目
0.5～1.0m	○彦成3丁目、4丁目、さつき平1丁目、2丁目の地域 ○彦糸1丁目、彦成1丁目の地域 ○早稲田1丁目～3丁目、茂田井の地域 ○番匠免3丁目、彦沢3丁目、彦江3丁目の地域 ○栄1丁目、3丁目の中川沿いの地域 ○みさと公園、高州4丁目の地域
1.0 0.5～ 2.0 3.0m 未満	市内全域にわたっており、最も範囲が広い さつき平1丁目～2丁目、ピアラシティ1丁目～2丁目、栄2丁目～5丁目、下彦川戸、岩野木、幸房、高州1丁目、高州3丁目、采女1丁目、笹塚、三郷1丁目～3丁目、上口、上彦川戸、上彦名、新三郷ららシティ3丁目、新和1丁目～3丁目、新和5丁目、仁蔵、泉1丁目～2丁目、鷹野5丁目、谷口、谷中、天神2丁目、半田、番匠免、番匠免3丁目、彦音2丁目～3丁目、彦糸2丁目～3丁目、彦成2丁目～4丁目、彦川戸2丁目、彦倉、彦倉2丁目、彦沢、彦沢2丁目、彦野、茂田井
2.0 3.0～5.0m 未満	○武蔵野線と常磐自動車道に挟まれた半田及び後谷の地域 ○彦成5丁目、早稲田4丁目～6丁目の大場川沿いの地域 ○三郷中央駅周辺の地域 ○鷹野1丁目の地域 栄1丁目、駒形、市助、上口1丁目、新三郷ららシティ2丁目、中央1丁目、中央5丁目、番匠免1丁目、彦音1丁目、彦江1丁目、彦糸1丁目、彦成1丁目、彦川戸1丁目、彦倉1丁目、彦沢1丁目、彦沢3丁目、彦野1丁目～2丁目
5.0m 以上	なし インター南1丁目～2丁目、上口2丁目～3丁目、新三郷ららシティ1丁目、新和4丁目、泉3丁目、大広戸、中央2丁目～4丁目、天神1丁目、南蓮沼、番匠免2丁目、彦江3丁目

第4 大規模水害に係る被害想定

4.1 大規模水害の浸水想定

~~利根川が氾濫した場合は、氾濫水は北から南へ移動し、利根川の堤防決壊から約16時間後に氾濫水が市に到達し、市域の約9割が浸水すると想定される。荒川が氾濫した場合は、氾濫水は北から南へ移動し、荒川堤防決壊から約62時間後に氾濫水が市に到達し、市域の約9割が浸水すると想定される。江戸川は市に隣接しているため、堤防が決壊した場合は、河川沿いの地域は瞬時に、中川の東側の地域は約2時間で浸水し、市の約8割以上が浸水すると想定される。~~

■利根川が氾濫した場合

利根川の河口から右岸 122.5 km（五霞町）の場所が破堤した場合、約 14 時間後に氾濫水が市に到達し、約 25 時間後には、市域のほぼ全域が浸水すると想定される。

■江戸川が氾濫した場合

江戸川の河口から右岸 27.5 km（三郷市）の場所が破堤した場合、河川沿いの地域は瞬時に氾濫水が浸水し、約 1 時間後には J R 武蔵野線の北側の地域の広い範囲に氾濫水が広がり、約 36 時間後には、市域のほぼ全域が浸水すると想定される。

■中川が氾濫した場合

中川の河口から左岸 30.5 km（吉川市）の場所が破堤した場合、約 9 時間後に氾濫水が到達し、約 48 時間後には、市域のほぼ全域が浸水すると想定される。

■荒川が氾濫した場合

荒川の河口から左岸 65.2 km（鴻巣市）の場所が破堤した場合、約 52 時間後に氾濫水が到達し、約 75 時間後には、中川の東側、J R 武蔵野線の南側から三郷放水路北側で囲まれた広い範囲で浸水すると想定される。

中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会の報告では、利根川及び荒川の洪水氾濫時の浸水想定とそれに伴う被害を想定し公表した。その概要は次のとおりである。

(1) 利根川（首都圏広域氾濫）

昭和 22 年カスリーン台風洪水による浸水被害と同じ氾濫形態に相当し、数日にわたって浸水域が拡大して都区部まで氾濫流が達する場合がある。利根川の洪水氾濫では最大の被害となり、浸水面積が約 530 km²、浸水区域内人口が約 230 万人と想定される。

■各類型別代表決壊地点と浸水面積及び浸水区域内人口（利根川）

ポンプ運転:無、燃料補給:無、水門操作:無、排水ポンプ車:無、流域平均雨量:約320mm/3日

類型名	想定決壊箇所		浸水面積 (km ²)	浸水区域内人口 (人)
首都圏広域氾濫	加須市弥兵衛地先	右岸136m	約530	約2,300,000

(2) 荒川（荒川左岸低地氾濫）

荒川の浸水想定の中では浸水区域内人口が約 160 万人と想定される。

■各類型別代表決壊地点と浸水面積及び浸水区域内人口（荒川）

《第 1 編 総則》 第 4 章 三郷市の防災環境

U 第 4 節 被害想定

第 4 大規模水害に係る被害想定

ポンプ運転:無、燃料補給:無、水門操作:無、排水ポンプ車:無、流域平均雨量:約550mm/3日

類型名	想定決壊箇所		浸水面積 (km ²)	浸水区域内人口 (人)
荒川左岸低地氾濫	川口市河原町地先	左岸21km	約170	約1,600,000

4.2 大規模水害の特徴

大規模水害の被害には、次のような特徴がある。

(1) 広大な浸水地域、深い浸水深

利根川の首都圏広域氾濫による被害想定結果によると、浸水面積約 530 km²、浸水区域内人口約 230 万人と広域かつ大規模な浸水が想定される。さらに、域内全体が浸水する市町が存在する。

また、浸水深が3階以上に達し、避難しない場合、死者の発生率が極めて高くなる地域や、付近に安全な避難場所（高台）を確保することが困難な地域が存在する。

(2) 地下空間を通じた浸水区域の拡大

地下空間の一部が浸水すると、短時間で広範囲な地下空間に浸水が拡大する。

また、地下空間からの逃げ遅れやビルの地下部分の浸水による機能麻痺などの被害が発生する。

(3) 浸水による電力等のライフラインの途絶

ライフラインは供給施設や住宅等での浸水及び電力供給停止により使用不可能な状況となる。また、浸水により機能不全に陥る排水施設が多数存在する。

(4) 孤立期間の長期化と生活環境の悪化

ライフラインが使用できず、孤立期間が長期化すると生活環境の維持が極めて困難となる。

(5) 地域によって異なる氾濫流の到達までの時間

氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する一方、堤防決壊箇所近傍等では氾濫流到達までの時間が短い。

第5節 災害対策の基本方針

第1 震災対策

東京湾北部地震が発生した場合、市の南部地域を中心に震度6強の強い揺れが、それ以外の広い範囲では震度6弱の揺れが発生することが想定されているほか、市の7割以上の地域において液状化の可能性が高いと想定されていること等から、非常に大きな被害を受けることが懸念される。また、建物被害や電気・ガス・上下水道等のライフライン機能の停止などから、要配慮者を含む多数の避難者が想定されているほか、2万人近くの帰宅困難者の発生などから、大きな混乱が懸念される。

また、市は近年、~~三郷中央地区やピアラシティ、新三郷ららシティなど新たな街びらきが進むとともに、つくばエクスプレスの開業や高速道路ICの供用開始など、交通利便性が飛躍的に向上している。その一方で、地域コミュニティの意識が希薄化するなど、地域における防災力の低下~~駅を中心に大型商業施設が、三郷インターチェンジ周辺では、大型物流施設の立地が増えてきており、このような大規模建築物が地震により出火すると大規模火災につながり、多数の死傷者が発生すること

が懸念される。
これらを踏まえ、市における震災対策の基本的考え方を以下に設定する。

1.1 震災対策の基本的考え方

市は、想定する地震による被害の内容及び規模等を可能な限り具体的に把握し、予想される被害の程度に応じた、より具体的で実効性のある「予防計画」かつ実践的な「応急対策活動」及び「復旧・復興計画」を策定するものとする。

これにより、大規模な地震が発生した場合において、被害を最小限に食い止め、生命の安全の確保を第一に考えた震災に強いまちづくりをめざし、市街地の防災性能を高めるとともに、市職員や地域住民一人ひとりの防災意識の向上を図り、事前の備えと災害対応力を強化する等、ハード・ソフト、災害抑止・被害軽減の両面から、バランスよく減災対策を進める。

1.2 減災対策の方針

震災に強いまちづくり、人づくりを実現するために、次のとおり対策の方針を定め、減災対策に取り組むものとする。

- 建物や屋内収容物の移動・転倒対策、屋内落下物の耐震対策、地域における救出・救助、初期消火などの対応力の向上による死傷者数の減少
- 住宅やライフラインの耐震対策、家庭内備蓄等による避難者数の減少

第2 風水害対策

三郷市は、市境に沿って流れる江戸川、中川が氾濫した場合はもとより、利根川及び荒川が氾濫した場合でも、市域のほとんどのわたり浸水すると想定される。

近年は、梅雨期、台風期に特に大雨をもたらし、大規模な浸水被害等を招く災害が増加する傾向にある。さらに、平成25年9月には、近隣のさいたま市・越谷市・松伏町 ~~等~~が竜巻 ~~による被害が発生~~により被災し、また、本市も令和2年7月25日に竜巻により被災するなど、新たな災害を想定した対応も必要とされる。

これらを踏まえ、市における風水害対策の基本的考え方及び風水害における避難に関する基本的考え方を以下に示す。

2.1 風水害対策の基本的考え方

風水害とは、台風・低気圧・竜巻等がもたらす強風による災害と、台風・集中豪雨等による水害とを総称したものである。

市は、これら風水害、特に影響が懸念される浸水被害に対して、具体的な浸水区域を想定した上で、より具体的かつ実効性の高い予防対策、災害応急対策、災害復旧等を行うことを目的に、災対法第42条（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、風水害対策に係る計画を策定するものである。

これにより、市並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体は、総力を結集して、市に発生した風水害から、市民の生命、身体、財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保するものである。

~~なお、近年の気象状況等をかんがみ、市において深刻な被害をもたらすおそれのある大規模水害については予防対策計画に、また、市においても発生のおそれのある竜巻災害については風水害対策計画に、それぞれ追加するものとする。~~

2.2 洪水避難の方針

各河川の堤防が決壊する箇所にもよるが、市に洪水が到達する時間は、市に接して流れる江戸川及び中川の堤防が決壊した場合、利根川及び荒川の堤防が決壊した場合に比べて避難のための時間的余裕は少ないと考えられる。

また、浸水の状況は、~~各河川~~利根川、江戸川、中川の浸水想定区域図によると市内のほぼ全域に及ぶと予測される。

避難先は、浸水想定区域外を原則とするが、市内のほぼ全域が浸水することから、短時間での大雨や夜間の決壊等、移動のための時間が十分確保できない中で、全ての避難対象者を浸水想定区域外へ誘導するのは困難である。

避難の考え方については、平成25年の災対法の改正により、従来の一般的な避難行動である、浸水のおそれのない安全な場所への移動だけでなく、「屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる」という行動形態が追加され、以下の~~すべて~~全ての避難行動が避難~~勧告等~~情報の対象となった。

(避難~~勧告等~~情報が発令された場合に、指定避難場所や安全な場所へ移動する避難行動を「立~~ち~~退き避難」、屋内にとどまる安全確保を「屋内安全確保」という。)

- 指定避難場所への移動
- (自宅等から移動しての)安全な場所への移動(公園、親戚や友人の家等)
- 近隣の高い建物等への移動
- 建物内の安全な場所での待避

避難~~勧告~~情報では立~~ち~~退き避難~~の勧告~~を基本とするが、災害が発生し又は災害発生が切迫し、屋外で移動することが危険な場合は、屋内安全確保を指示することも、避難~~勧告~~情報が促す避難行動とすることができる。

上記法改正及び市内の浸水想定を踏まえ、市における洪水避難としては、避難場所への移動時間を十分考慮した避難~~勧告~~情報の発令と確実な伝達に努めるとともに、状況により立~~ち~~退き避難が危険な場合は屋内安全確保を指示することを基本方針とする。

また、洪水の際の避難場所については、浸水想定区域内では避難施設の浸水しない階を利用するものとする。

さらに、住民に対し、命を守るための避難行動は住民自らの判断で避難行動を選択すべきであることの理解を促し、堅牢な建物(団地など)の浸水しない階に居住する住民については自宅内の浸水しない階への避難を指示することも想定し、浸水後の救援について対策を講じるものとする。

なお、大規模水害時においては、浸水が長期にわたる想定となることも踏まえ、氾濫水の到達までにある程度の日数があるなど避難に係る時間の確保が見込まれ、住民自らが浸水想定区域外の親戚や友人宅等へ避難することが可能な場合、広域への避難を~~勧告~~指示するものとする。